

令和5年5月17日

大木製薬株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、大木製薬株式会社（以下「大木製薬」といいます。）に対し、同社が供給する「ウイルオフ ストラップタイプ」と称する商品、「ウイルオフ マグネットタイプ」と称する商品及び「ウイルオフ 吊下げタイプ」と称する商品の各商品に係る表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を発出しました。

1 違反行為者の概要

名 称 大木製薬株式会社（法人番号 4010001012931）
所 在 地 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目3番地
代 表 者 代表取締役 松井 秀正
設立年月 昭和45年4月
資 本 金 9000万円（令和5年5月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る商品

- ア ないしウの各商品（以下「本件3商品」という。）
ア 「ウイルオフ ストラップタイプ」と称する商品（以下「本件商品①」という。）
イ 「ウイルオフ マグネットタイプ」と称する商品（以下「本件商品②」という。）
ウ 「ウイルオフ 吊下げタイプ」と称する商品（以下「本件商品③」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

- (ア) 商品パッケージ
(イ) 「ウイルオフ[®]」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）
(ウ) 地上波放送を通じて放送したテレビコマーシャル（以下「テレビコマーシャル」という。）
(エ) 「Y o u T u b e」と称する動画共有サービスにおける動画広告（以下「動画広告」という。）

イ 課徴金対象行為をした期間

令和元年12月10日から令和4年1月19日までの間

ウ 表示内容（別紙1ないし別紙20）

例えば、本件商品①について、令和2年9月1日から令和3年10月31日までの間、商品パッケージにおいて、「空間除菌」、本件商品①を首から下げている人物の画像、「二酸化塩素のパワーで ウィルス除去・除菌※1 ウイルオフ ストラップタイプ」等と表示するなど、別表1「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件3商品を使用すれば、本件3商品から発生する二酸化塩素の作用により、同表「場所」欄記載の場所において、身の回りの空間に浮遊するウィルスや菌が除去又は除菌される効果等の同表「効果」欄記載のとおりの効果が得られるかのように示す表示をしていた。

エ 実際

前記ウの表示について、消費者庁は、それぞれ、景品表示法第8条第3項の規定に基づき、大木製薬に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

なお、前記ウの表示について、例えば、本件商品①について、令和2年9月1日から令和3年10月31日までの間、商品パッケージにおいて、「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」、「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウィルス・菌に対して効果があるわけではありません。」等と表示するなど、別表2「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記ウの表示から受ける本件3商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

(3) 課徴金対象期間

別表3「課徴金対象期間」欄記載の期間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

大木製薬は、本件3商品について、前記(2)ウの表示の裏付けとなる根拠資料を十分に確認することなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

大木製薬は、令和5年12月18日までに、**別表3「課徴金額」欄記載**の額を合計した4655万円を支払わなければならない。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話 03(3507)9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

別表1

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
本件商品①	令和2年9月1日から令和3年10月31日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌」 ・本件商品①を首から下げている人物の画像 ・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌※¹ ウイルオフ ストラップタイプ」 ・「●用途：室内」 ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」 ・本件商品①を首から下げている人物のイラストと共に、「④専用ストラップを首から掛けて使用してください。※²」 <p style="text-align: right;">(別紙1ないし別紙3)</p>	首から下げる て身に着ける	室内	身の回りの空間に浮遊するウイルスや菌が除去又は除菌される効果
	令和2年11月1日から令和3年10月31日までの間		<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌」 ・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌※¹ ウイルオフ ストラップタイプ」 ・「●用途：室内」 ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」 ・本件商品①を首から下げている人物のイラストと共に、「④専用ストラップを首から掛けて使用してください。※²」 <p style="text-align: right;">(別紙4)</p>			
	令和3年11月1日から同年12月16日までの間		<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌※ [1m³密閉試験空間]」 ・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌※ ウイルオフ ストラップタイプ」 ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。※」 ・「●用途：室内」 			

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果	
	令和3年4月15日から同年9月13日までの間	自社ウェブサイト	(別紙5ないし別紙7) <ul style="list-style-type: none"> ・本件商品①の画像並びに「空間除菌」との記載と共に、本件商品①を首から下げている人物の画像及び「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌※ ウイルオフ ストラップタイプ」と表示された商品パッケージの画像 ・「適応目安～1m³」 ・「ストラップを使って掛けて持ち運びができるストラップタイプ。お出かけ先でのパーソナル空間のウイルス除去・除菌※³に。」 ・「使用範囲 室内用（～1m³）」 ・「特長 身の回り除菌※³に」 ・「おすすめの場所」並びに「学校・塾に」、「オフィスに」、「外出先に」及び「病院・施設に」との記載と共に、これらの場所のイラスト ・「持ち運びに便利なセーフティストラップ付」、「ストラップタイプは、専用ストラップを使った『首掛け』式を採用。小型コンパクトをコンセプトに常に着用しても邪魔になりにくいです。」並びに「オフィス」及び「外出時」との記載と共に、本件商品①を首から下げている人物の画像 ・本件商品①を首から下げている人物のイラストと共に、「専用ストラップを首から掛けて使用してください。」 	(別紙8) <ul style="list-style-type: none"> ・本件商品①の画像並びに「空間除菌※ [1m³密閉試験空間]」及び「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌※ ウイルオフ ストラップタイプ」と表示された商品パッケージの画像 ・「適応目安～1m³」 ・「ストラップを使って掛けて持ち運びができるストラップタイプ。パーソナル空間のウイルス除去・除菌※²に。」 ・「使用範囲 室内用（～1m³）」 ・「特長 身の回り除菌※²に」 	学校、塾、オフィス、外出先、病院、施設等の室内	室内	
	令和3年9月21日から令和4年1月19日までの間						

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
			<ul style="list-style-type: none"> 「本製品の特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」 <p>(別紙9)</p>			
	令和2年10月13日から同月19日までの間、同年11月4日から同月10日までの間、同年12月10日から同月16日までの間及び令和3年1月9日から同月15日までの間	テレビコマーシャル	<ul style="list-style-type: none"> 「ウイルス除去率99%*」との文字の映像及び多数の丸い物が浮遊している空間で手を広げている3人の人物の映像と共に、「ウイルス除去率99パーセント」との音声 「ウイルオフ。豊富なラインナップ」との文字の映像及び本件商品①を含むウイルオフシリーズの各商品の商品パッケージの映像と共に、「空間除菌ウイルオフ」との音声 「持ち運びに便利!」及び「ウイルオフ。」との文字の映像、本件商品①を手に持っている人物の映像、本件商品①、本件商品②及び商品パッケージの映像と共に、「ポータブルタイプは人気ナンバーワン」及び「空間除菌ウイルオフ」との音声 			身の回りの空間に浮遊するウイルスの99パーセントが除去又は菌が除菌される効果
	令和2年11月5日から令和3年10月18日までの間	動画広告	同上			
	令和元年12月10日から令和3年10月18日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「インフルエンザ」との文字の映像及びマスクをした人物の映像と共に、「毎年冬になると猛威を振るうインフルエンザ。シーズン中には、うがい、手洗い、マスク。予防にも気を遣っていることと思います」との音声、「もっと多いのは5~9歳」と「なんと77%の罹患率」との文字の映像並びに「5~9歳」、「77%」等と記載のある棒グラフの映像と共に、「2017年から18年のインフルエンザの罹患者、最も多いのは5歳から9歳。なんと77パーセントの罹患率。学級閉鎖が多いのは罹患率の高さが原因です。」との音声、白衣を着た人物が、横たわっている人物を見ている映像と共に、「重篤化し、 	学校、会社、外出先等	身の回りの空間に浮遊するウイルスや菌が除去又は除菌され、風邪やインフルエン	

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
			<p>入院される方は罹患率の高い10歳未満のお子様が23パーセント」との音声、「60代以上は64%の罹患率」との文字の映像及び円グラフの映像と共に、「そして、60代以上のシニアが64パーセントと非常に高くなっています。」との音声、「インフルエンザに感染すると重篤化するリスクが高まります」との文字の映像及び円グラフの映像と共に、「年齢や病気により、免疫力が低下し、インフルエンザに感染すると、重篤化するリスクが高まります。」との音声、蛇口の前で手を広げている人物の映像と共に、「うがい、手洗い、マスクの個人予防は予防の基本です。」との音声、「しかし、それだけでは十分ではありません」との文字の映像と共に、「しかし、それだけでは十分ではありません」との音声、「そこで！」との文字の映像と共に、「そこで」との音声、「家中、空間除菌という発想！」との文字の映像及び3人の人物の映像と共に、「家中、空間除菌という発想」との音声、「二酸化塩素に着目！」との文字及び白衣を着た人物の映像と共に、「大木製薬は空間中のウイルスを除菌したり、除菌力を有する二酸化塩素に着目」との音声、「ウイルス・菌に対して、」との文字の映像及び室内に「ウイルス・菌」と記載された灰色の物が浮遊しているイラストの映像と共に、「空間中のウイルス、菌に対して」との音声、「二酸化塩素ガスが酸化し、」との文字の映像、灰色の物の周囲に「O」と記載のある丸い物、「C！」と記載のある丸い物、「Oー」と記載のある丸い物及び「二酸化塩素」との文字がある映像と共に、「二酸化塩素ガスは、ウイルス、菌に触れ酸化し」との音声、「菌を無力化！」との文字の映像、灰色の物の周囲に、「O」と記載のある丸い物、「C！」と記載のある丸い物及び「Oー」と記載のある丸い物がある映像と共に、「それにより、感染力、増殖力を失い、無力化することを可能にしました」との音声、「しかも、ニオイも気にならない！」との文字の映像及び人物の映像と共に、「しかも臭いも気にな</p>			ザを予防する効果

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
∞			<p>らない安心設計」との音声、「オススメの場所は…」との文字の映像及び人物の映像と共に、「使っていただきたいお勧めの場所は」との音声、「家中丸ごと！」との文字の映像及び室内の映像と共に、「家中丸ごと」との音声、「玄関 リビング 水回り 寝室 子供部屋」との文字の映像及び室内の映像と共に、「玄関、リビング、水回り、寝室、子ども部屋、そして」との音声並びに「身の回り！」との文字の映像及び室内の映像と共に、「身の回りです」との音声</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「マグネットタイプとストラップタイプ！」との文字の映像、本件商品②、本件商品①及び商品パッケージの映像と共に、「携帯タイプは2種類。挟んで使えるマグネットタイプと首掛けタイプを用意。それぞれ、縦横6センチ弱のコンパクトサイズで」との音声、「スマートに身の回りの除菌 ウイルス除去※」との文字の映像及び本件商品①を首から下げている人物の映像と共に、「スマートに身の回りの除菌、ウイルス除去」との音声、「これ一つで約2か月間の持続力！」との文字の映像及び本件商品②を身に着けている人物の映像と共に、「これ一つで約2か月間の持続力」との音声、複数の人物が筆記している映像と共に、「学校やお仕事など」との音声並びに「身の回りのケアに！」との文字の映像及び複数の人物が室内にいる映像と共に、「外出先でも、身の回りのケアに」との音声 ・ 2人の人物の映像並びに「小さなお子様、年齢や病気により免疫力が低下している方を守る」との文字の映像と共に、「小さなお子様、年齢や病気により免疫力が低下している方を守る」との音声、「ウイルス対策をした環境づくり」との文字の映像及び2人の人物の映像と共に、「風邪やインフルエンザをひかない環境づくり」との音声、「ウイルス・菌に対して効果を発揮！」との文字の映像及び2人の人物の映像と共に、「ウイルス、菌へのみ効果を発揮する、安全性と除菌効果を両立する」との音声並びに「ウイルオフ®シリーズ」との文字の映像、本件 			

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
			商品①を含むウイルオフシリーズの各商品及び商品パッケージの映像と共に、「ウイルオフシリーズ。是非お試しください」との音声			
本件商品②	令和2年9月1日から令和3年10月31日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌」 ・本件商品②を身に着けている人物の画像 ・「二酸化塩素のパワーで ウィルス除去・除菌※1 ウィルオフ マグネットタイプ」 ・「●用途：室内」 ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウィルスを除去します。」 ・「書類にはさんで」との記載と共に、本件商品②が挟まれた青いファイルを人物が持っている画像及び「ノートにはさんで」との記載と共に、本件商品②が挟まれたノートの画像 ・「目立たないコンパクトタイプ※2」との記載と共に、胸ポケットに本件商品②が挟まれたジャケットの画像 <p>(別紙10)</p>	物に挟んで身に着ける	室内	身の回りの空間に浮遊するウィルスや菌が除去又は除菌される効果
	令和3年11月1日から同年12月16日までの間		<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌※[1m³密閉試験空間]」 ・「二酸化塩素のパワーで ウィルス除去・除菌※ ウィルオフ マグネットクリップタイプ」 ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウィルスを除去します。※」 ・「●用途：室内」 <p>(別紙11)</p>			
	令和3年4月15日から同年9月13日までの間	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品②の画像並びに「空間除菌」との記載と共に、本件商品②を身に着けている人物の画像及び「二酸化塩素のパワーで ウィルス除去・除菌 ウィルオフ マグネットタイプ」と表示された商品パッケージの画像 ・「適応目安～1m³」 		学校、塾、オフィス、外出先、病院、施設等の室内	

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
	令和3年9月21日から令和4年1月19日までの間		<ul style="list-style-type: none"> ・「持ち運びに便利なコンパクトなマグネットクリップタイプ。お出かけ先でのパーソナル空間のウイルス除去・除菌※³に。」 ・「使用範囲 室内用（～1m³）」 ・「おすすめの場所」並びに「学校・塾に」、「オフィスに」、「外出先に」及び「病院・施設に」との記載と共に、これらの場所のイラスト ・「身の回りの見張り番！はさんでとめられるコンパクトタイプ」、「内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊するウイルスや菌を除去※³します。目立たないコンパクトタイプで、マグネットクリップになっていますので、書類やノートにはさむことができます。手軽に持ち運べるので、学校や塾・オフィスなど外出先でもご使用いただけます。」並びに胸ポケットに本件商品②が挟まれたジャケットの画像、「書類にはさんで」との記載と共に、本件商品②が挟まれた青いファイルを人物が持っている画像及び「ノートにはさんで」との記載と共に、本件商品②が挟まれたノートの画像 〔別紙12〕 <ul style="list-style-type: none"> ・本件商品②の画像並びに「空間除菌※[1m³密閉試験空間]」及び「二酸化塩素のパワーで ウィルス除去・除菌※ ウィルオフ マグネットクリップタイプ」と表示された商品パッケージの画像 ・「適応目安～1m³」 ・「持ち運びに便利なコンパクトなマグネットクリップタイプ。パーソナル空間のウイルス除去・除菌※²に。」 ・「使用範囲 室内用（～1m³）」 ・「本製品の特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」 〔別紙13〕 		室内	

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
	令和2年10月 13日から同月 19日までの間、同年11月 4日から同月1 0日までの間、 同年12月10 日から同月16 日までの間及び 令和3年1月9 日から同月15 日までの間	テレビコ マーシャル	<ul style="list-style-type: none"> 「ウイルス除去率99%*」との文字の映像及び多数の丸い物が浮遊している空間で手を広げている3人の人物の映像と共に、「ウイルス除去率99パーセント」との音声 「ウイルオフ。豊富なラインナップ」との文字の映像及び本件商品②を含むウイルオフシリーズの各商品の商品パッケージの映像と共に、「空間除菌ウイルオフ」との音声 「持ち運びに便利！」及び「ウイルオフ。」との文字の映像、本件商品①を手に持っている人物の映像、本件商品①、本件商品②及び商品パッケージの映像と共に、「ポータブルタイプは人気ナンバーワン」及び「空間除菌ウイルオフ」との音声 			身の回りの 空間に浮遊 するウイル スの99 パーセント が除去又は 菌が除菌さ れる効果
	令和2年11月 5日から令和3 年10月18日 までの間	動画広告	同上			
	令和元年12月 10日から令和 3年10月18 日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「インフルエンザ」との文字の映像及びマスクをした人物の映像と共に、「毎年冬になると猛威を振るうインフルエンザ。シーズン中には、うがい、手洗い、マスク。予防にも気を遣っていること思います」との音声、「もっと多いのは5~9歳」と 及び「なんと77%の罹患率」との文字の映像並びに「5~9歳」、「77%」等と記載のある棒グラフの映像と共に、「2017年から18年のインフルエンザの罹患者、最も多いのは5歳から9歳。なんと77パーセントの罹患率。学級閉鎖が多いのは罹患率の高さが原因です。」との音声、白衣を着た人物が、横たわっている人物を見ている映像と共に、「重篤化し、入院される方は罹患率の高い10歳未満のお子様が23パーセント」との音声、「60代以上は64%の罹患率」との文字の映像及び円グラフの映像と共に、「そして、60代以上のシニアが64パーセントと非常に高くなっています。」との音声、 	学校、会 社、外出先 等	身の回りの 空間に浮遊 するウイル スや菌が除 去又は除菌 され、風邪 やインフル エンザを予 防する効果	

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
			<p>「インフルエンザに感染すると重篤化するリスクが高まります」との文字の映像及び円グラフの映像と共に、「年齢や病気により、免疫力が低下し、インフルエンザに感染すると、重篤化するリスクが高まります。」との音声、蛇口の前で手を広げている人物の映像と共に、「うがい、手洗い、マスクの個人予防は予防の基本です。」との音声、「しかし、それだけでは十分ではありません」との文字の映像と共に、「しかし、それだけでは十分ではありません」との音声、「そこで！」との文字の映像と共に、「そこで」との音声、「家中、空間除菌という発想！」との文字の映像及び3人の人物の映像と共に、「家中、空間除菌という発想」との音声、「二酸化塩素に着目！」との文字及び白衣を着た人物の映像と共に、「大木製薬は空間中のウイルスを除菌したり、除菌力を有する二酸化塩素に着目」との音声、「ウイルス・菌に対して、」との文字の映像及び室内に「ウイルス・菌」と記載された灰色の物が浮遊しているイラストの映像と共に、「空間中のウイルス、菌に対して」との音声、「二酸化塩素ガスが酸化し、」との文字の映像、灰色の物の周囲に「O」と記載のある丸い物、「C！」と記載のある丸い物、「Oー」と記載のある丸い物及び「二酸化塩素」との文字がある映像と共に、「二酸化塩素ガスは、ウイルス、菌に触れ酸化し」との音声、「菌を無力化！」との文字の映像、灰色の物の周囲に、「O」と記載のある丸い物、「C！」と記載のある丸い物及び「Oー」と記載のある丸い物がある映像と共に、「それにより、感染力、増殖力を失い、無力化することを可能にしました」との音声、「しかも、ニオイも気にならない！」との文字の映像及び人物の映像と共に、「しかも臭いも気にならない安心設計」との音声、「オススメの場所は…」との文字の映像及び人物の映像と共に、「使っていただきたいお勧めの場所は」との音声、「家中丸ごと！」との文字の映像及び室内的映像と共に、「家中丸ごと」との音声、「玄関 リビング 水</p>			

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
			<p>回り 寝室 子供部屋」との文字の映像及び室内の映像と共に、「玄関、リビング、水回り、寝室、子ども部屋、そして」との音声並びに「身の回り！」との文字の映像及び室内の映像と共に、「身の回りです」との音声</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「マグネットタイプとストラップタイプ！」との文字の映像本件商品②、本件商品①及び商品パッケージの映像と共に、「携帯タイプは2種類。挟んで使えるマグネットタイプと首掛けタイプを御用意。それぞれ、縦横6センチ弱のコンパクトサイズで」との音声、「スマートに身の回りの除菌 ウイルス除去※」との文字の映像及び本件商品①を首から下げている人物の映像と共に、「スマートに身の回りの除菌、ウイルス除去」との音声、「これ一つで約2か月間の持続力！」との文字の映像及び本件商品②を身上に着けている人物の映像と共に、「これ一つで約2か月間の持続力」との音声、複数の人物が筆記している映像と共に、「学校やお仕事など」との音声並びに「身の回りのケアに！」との文字の映像及び複数の人物が室内にいる映像と共に、「外出先でも、身の回りのケアに」との音声 ・2人の人物の映像並びに「小さなお子様、年齢や病気により免疫力が低下している方を守る」との文字の映像と共に、「小さなお子様、年齢や病気により免疫力が低下している方を守る」との音声、「ウイルス対策をした環境づくり」との文字の映像及び2人の人物の映像と共に、「風邪やインフルエンザをひかせない環境づくり」との音声、「ウイルス・菌に対して効果を発揮！」との文字の映像及び2人の人物の映像と共に、「ウイルス、菌へのみ効果を発揮する、安全性と除菌効果を両立する」との音声並びに「ウイルオフシリーズ」との文字の映像、本件商品②を含むウイルオフシリーズの各商品及び商品パッケージの映像と共に、「ウイルオフシリーズ。是非お試しください」との音声 			

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
本件商品③	令和2年9月1日から令和3年10月31日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌」 ・室内の画像 ・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌・消臭※ ウィルオフ 部屋用吊下げタイプ」 ・室内に本件商品③がつり下げられている画像 ・「●用途：室内」 ・「玄関ドア」、「リビング」、「寝室」及び「水まわり」との記載と共に、これらの場所につり下げられている本件商品③及び青い二重円の画像 ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」 ・本件商品③のイラスト及び「2カ所のクリップ部をはめこみ、玄関ドアの内側や居室のドアなどに吊り下げます。設置場所によってはフックの角度を調整してください。」 <p>(別紙14及び別紙15)</p>	玄関ドアの内側、居室のドア等につり下げる	玄関、リビング、寝室、洗面所等の室内	空間に浮遊するウイルスや菌が除去又は除菌される効果
	令和2年11月1日から令和3年10月31日までの間		<ul style="list-style-type: none"> ・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌・消臭※ ウィルオフ部屋用吊下げタイプ」 ・「空間除菌」 ・「適応目安 6～12畳」 ・「●用途：室内」 ・「玄関ドア」、「リビング」、「寝室」及び「水まわり」との記載と共に、これらのイラスト ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」 ・本件商品③のイラストと共に、「クリップ部をはめこみ、居室やドアの内側などに吊り下げます。設置場所によってはフックの角度を調整してください。」 <p>(別紙16)</p>	居室、ドアの内側等につり下げる		

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
	令和3年11月 1日から同年1 2月16日まで の間		<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌※[25m³ (6畳相当) 密閉試験空間]」 ・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌と消臭※ ウイルオフ 掛けやすいフック付き吊下げタイプ」 ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。※」 ・「●用途：室内」 ・本件商品③のイラストと共に、「2カ所のクリップ部をはめこみ、玄関ドアの内側や居室のドアなどに吊下げます。設置場所によってはフックの角度を調整してください。」 <p>(別紙17及び別紙18)</p>	玄関ドア の内側、居 室のドア 等につり 下げる	室内	
	令和3年4月1 5日から同年9 月13日までの 間	自社ウェブ サイト	<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品③の画像並びに「空間除菌」との記載と共に、室内の画像及び「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌・消臭※ ウイルオフ 部屋用吊下げタイプ」との記載と共に、室内に本件商品③がつり下げられている画像が表示された商品パッケージの画像 ・「適応目安～12畳」 ・「リビングや寝室、子ども部屋のカーテンレールやドアクローザーなどに吊下げて、効果的にウイルス除去・除菌※¹・消臭※²。」 ・「使用範囲 玄関・室内用（～12畳）」 ・「おすすめの場所」並びに「玄関ドアに」、「リビングに」、「子ども部屋に」、「寝室に」及び「水周りに」との記載と共に、これらの場所のイラスト ・「高所から自然拡散させる 吊下げタイプ いろんな場所に設置してウイルスを除去※¹します。」及び「吊下げタイプの『ウイルオフ 吊下げ』。ウイルスや菌に効果的な二酸化塩素が空間に浮遊するウイルスや菌を除去※¹します。空気より重い特性を持つ二酸化塩素だからこそ、吊下げることで二酸化塩素を自然拡散できます。玄関からウイルスを侵入させないために 		玄関、リビ ング、子ど も部屋、寝 室、キッチン 等の室 内	

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
	令和3年9月21日から令和4年1月19日までの間		<p>ドアクローザーに吊下げたり、お部屋のカーテンレールに吊下げてお部屋の空間を除菌※₁することができます。」との記載と共に、玄関ドアにつり下げられた本件商品③及び多数の丸い物の画像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件商品③のイラストと共に、「2カ所のクリップ部をはめこみ、玄関ドアの内側や居室のドアなどに吊り下げます。設置場所によってはフックの角度を調整してください。」 <p style="text-align: right;">(別紙19)</p> <p>・本件商品③の画像並びに「空間除菌※[25m³(6畳相当)密閉試験空間]」及び「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌と消臭※ ウイルオフ 掛けやすいフック付き吊下げタイプ」と表示された商品パッケージの画像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「掛けやすいフック付きのウイルス除去・除菌・消臭※₁。」 ・「使用範囲 室内用」 ・「高所から自然拡散させる 吊下げタイプ いろんな場所に設置してウイルスを除去※₁します。」及び「吊下げタイプの『ウイルオフ 吊下げ』。ウイルスや菌に効果的な二酸化塩素が空間に浮遊するウイルスや菌を除去※₁します。空気より重い特性を持つ二酸化塩素だからこそ、吊下げることで二酸化塩素を自然拡散できます。玄関からウイルスを侵入させないためにドアクローザーに吊下げたり、お部屋のカーテンレールに吊下げてお部屋の空間を除菌※₁することができます。」との記載と共に、カーテンレールにつり下げられた本件商品③の画像 ・「本製品の特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」 ・本件商品③のイラストと共に、「2カ所のクリップ部をはめこみ、玄関ドアの内側や居室のドアなどに吊下げます。設置場所によってはフックの角度を調整してください。」 <p style="text-align: right;">(別紙20)</p>		室内	

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
	令和2年10月 13日から同月 19日までの間、同年11月 4日から同月1 0日までの間、 同年12月10 日から同月16 日までの間及び 令和3年1月9 日から同月15 日までの間	テレビコ マーシャル	<ul style="list-style-type: none"> ・ベッドのある室内に3人の人物がいる映像並びに「ウイルオフ[®] 吊下げタイプ」との文字の映像及び人物がカーテンレールにつり下げられた本件商品③を指差している映像と共に、「空間除菌ウイルオフ」との音声 ・「ウイルス除去率99%*」との文字の映像及び多数の丸い物が浮遊している空間で手を広げている3人の人物の映像と共に、「ウイルス除去率99パーセント」との音声 ・「ウイルオフ。豊富なラインナップ」との文字の映像及び本件商品③を含むウイルオフシリーズの各商品の商品パッケージの映像と共に、「空間除菌ウイルオフ」との音声 	カーテン レール等 につり下 げる		空間に浮 遊するウ イルスが 99パー セント除 去又は菌 が除菌さ れる効果
	令和2年11月 5日から令和3 年10月18日 までの間	動画広告	同上			
	令和元年12月 10日から令和 3年10月18 日までの間		<ul style="list-style-type: none"> ・「インフルエンザ」との文字の映像及びマスクをした人物の映像と共に、「毎年冬になると猛威を振るうインフルエンザ。シーズン中には、うがい、手洗い、マスク。予防にも気を遣っていること思います」との音声、「もっと多いのは5~9歳」と 及び「なんと77%の罹患率」との文字の映像並びに「5~9歳」、「77%」等と記載のある棒グラフの映像と共に、「2017年から18年のインフルエンザの罹患者、最も多いのは5歳から9歳。なんと77パーセントの罹患率。学級閉鎖が多いのは罹患率の高さが原因です。」との音声、白衣を着た人物が、横たわっている人物を見ている映像と共に、「重篤化し、入院される方は罹患率の高い10歳未満のお子様が23パーセント」との音声、「60代以上は64%の罹患率」との文字の映像及び円グラフの映像と共に、「そして、60代以上のシニアが64パーセントと非常に高くなっています。」との音声、 	玄関ドア の内側等 につり下 げる	玄関等	空間に浮 遊するウ イルスや 菌が除去 又は除菌 され、風邪 やインフル エンザを予 防する効果

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
			<p>「インフルエンザに感染すると重篤化するリスクが高まります」との文字の映像及び円グラフの映像と共に、「年齢や病気により、免疫力が低下し、インフルエンザに感染すると、重篤化するリスクが高まります。」との音声、蛇口の前で手を広げている人物の映像と共に、「うがい、手洗い、マスクの個人予防は予防の基本です。」との音声、「しかし、それだけでは十分ではありません」との文字の映像と共に、「しかし、それだけでは十分ではありません」との音声、「そこで！」との文字の映像と共に、「そこで」との音声、「家中、空間除菌という発想！」との文字の映像及び3人の人物の映像と共に、「家中、空間除菌という発想」との音声、「二酸化塩素に着目！」との文字及び白衣を着た人物の映像と共に、「大木製薬は空間中のウイルスを除菌したり、除菌力を有する二酸化塩素に着目」との音声、「ウイルス・菌に対して、」との文字の映像及び室内に「ウイルス・菌」と記載された灰色の物が浮遊しているイラストの映像と共に、「空間中のウイルス、菌に対して」との音声、「二酸化塩素ガスが酸化し、」との文字の映像、灰色の物の周囲に「O」と記載のある丸い物、「C！」と記載のある丸い物、「Oー」と記載のある丸い物及び「二酸化塩素」との文字がある映像と共に、「二酸化塩素ガスは、ウイルス、菌に触れ酸化し」との音声、「菌を無力化！」との文字の映像、灰色の物の周囲に、「O」と記載のある丸い物、「C！」と記載のある丸い物及び「Oー」と記載のある丸い物がある映像と共に、「それにより、感染力、増殖力を失い、無力化することを可能にしました」との音声、「しかも、ニオイも気にならない！」との文字の映像及び人物の映像と共に、「しかも臭いも気にならない安心設計」との音声、「オススメの場所は…」との文字の映像及び人物の映像と共に、「使っていただきたいお勧めの場所は」との音声、「家中丸ごと！」との文字の映像及び室内的映像と共に、「家中丸ごと」との音声、「玄関 リビング 水</p>			

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
			<p>回り 寝室 子供部屋」との文字の映像及び室内の映像と共に、「玄関、リビング、水回り、寝室、子ども部屋、そして」との音声並びに「身の回り！」との文字の映像及び室内の映像と共に、「身の回りです」との音声</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関の映像及び本件商品③から青い丸い物が複数発生し、周りの物が徐々に消えていく映像及び「小さなお子さんが触れるこのないように考えた設計です」との文字の映像と共に、「高所つり下げ式は、空気より重いという二酸化塩素の性質を利用し、効率的に拡散させる。小さいお子さんが触れることがないように、安心安全を考えた設計です」との音声並びに本件商品③及び商品パッケージの映像と共に、「玄関の見張り番にも最適」との音声 ・2人の人物並びに「小さなお子様、年齢や病気により免疫力が低下している方を守る」との文字の映像と共に、「小さなお子様、年齢や病気により免疫力が低下している方を守る」との音声、「ウイルス対策をした環境づくり」との文字の映像及び2人の映像と共に、「風邪やインフルエンザをひかせない環境づくり」との音声、「ウイルス・菌に対して効果を発揮！」との文字の映像及び2人の人物の映像と共に、「ウイルス、菌へのみ効果を発揮する、安全性と除菌効果を両立する」との音声並びに「ウイルオフ®シリーズ」との文字の映像、本件商品③を含むウイルオフシリーズの各商品及び商品パッケージの映像と共に、「ウイルオフシリーズ。是非お試しください」との音声 			

別表2

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
本件商品①	令和2年9月1日から令和3年10月31日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> 「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」 「屋内専用です。屋外や移動中など空気の流れが激しい場所では効果が期待できません。」 「※1 1 m³のエリアの密閉空間におけるウイルス試験において、99%の除去効率が証明されています。」 「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 <p>(別紙1ないし別紙4)</p>
	令和2年11月1日から10月31日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「※当社試験にて、1 m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施。」 「●当社試験にて1 m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施しております。」 「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」 「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 <p>(別紙5ないし別紙7)</p>
	令和3年11月1日から同年12月16日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「⑪屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 「●本品は屋内専用です。」 「●屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●ご利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」 「※当社試験」 「※3 : 1 m³エリアの密閉空間におけるウイルス試験において、99%の除去効率が証明されています。」 「ただし、ご利用環境によって有効性は異なります。全てのウイルス、菌に効果があるわけではありません。」 <p>(別紙8)</p>
	令和3年4月15日から同年9月13日までの間	自社ウェブサイト	

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
	令和3年9月2 1日から令和4 年1月19日ま での間		<ul style="list-style-type: none"> ・「●当社試験にて1m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施しております。」 ・「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 ・「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 ・「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に對して効果があるわけではありません。」 ・「※当社試験 空間除菌：『25m³（6畳相当）または 1m³の密閉試験空間』 ※当社試験にて、人のいない密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施」 ・「※2 1m³密閉試験空間 ※当社試験にて、1m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施。」 ・「ご利用環境によって有効性は異なります。全てのウイルス、菌に効果があるわけではありません。」 <p>(別紙9)</p>
	令和2年10月 13日から同月 19日までの間、 同年11月 4日から同月1 0日までの間、 同年12月10 日から同月16 日までの間及び 令和3年1月9 日から同月15 日までの間	テレビコマ ーシャル	<ul style="list-style-type: none"> ・「*除菌について1m³または25m³エリアの密閉空間におけるウイルス試験において99%の除去効率が証明されています。ただし、ご利用環境によって有効性は異なります。また全てのウイルス・菌に効果があるわけではありません。」
	令和2年11月 5日から令和3 年10月18日 の間	動画広告	同上

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
	令和元年12月10日から令和3年10月18日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「※1 m³エリアの密閉空間におけるウイルス試験において、99%の除去効率が証明されています。全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」
本件商品②	令和2年9月1日から令和3年10月31日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> 「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」 「屋内専用です。屋外や移動中など空気の流れが激しい場所では効果が期待できません。」 「※1 1 m³のエリアの密閉空間におけるウイルス試験において、99%の除去効率が証明されています。」 「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 <p>(別紙10)</p>
	令和3年11月1日から同年12月16日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「※当社試験にて、1 m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施。」 「●当社試験にて1 m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施しております。」 「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」 「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 <p>(別紙11)</p>
	令和3年4月15日から同年9月13日までの間	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> 「⑪屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 「●本品は屋内専用です。」 「●屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●ご利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」 「※当社試験」 「※3：1 m³エリアの密閉空間におけるウイルス試験において、99%の除去効率が証明されています。」

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
	令和3年9月21日から令和4年1月19日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「ただし、ご利用環境によって有効性は異なります。全てのウイルス、菌に効果があるわけではありません。」 <p style="text-align: right;">(別紙12)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「●当社試験にて1m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施しております。」 「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」 「※当社試験 空間除菌：『25m³（6畳相当）または1m³の密閉試験空間』 ※当社試験にて、人のいない密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施」 「※2 1m³密閉試験空間 ※当社試験にて、1m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施。」 「ご利用環境によって有効性は異なります。全てのウイルス、菌に効果があるわけではありません。」 <p style="text-align: right;">(別紙13)</p>
	令和2年10月13日から同月19日までの間、同年11月4日から同月10日までの間、同年12月10日から同月16日までの間及び令和3年1月9日から同月15日までの間	テレビコマーシャル	<ul style="list-style-type: none"> *除菌について1m³または25m³エリアの密閉空間におけるウイルス試験において99%の除去効率が証明されています。ただし、ご利用環境によって有効性は異なります。また全てのウイルス・菌に効果があるわけではありません。」
	令和2年11月5日から令和3	動画広告	同上

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
	年10月18日までの間 令和元年12月10日から令和3年10月18日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「※1 m³エリアの密閉空間におけるウイルス試験において、99%の除去効率が証明されています。全てのウイルス、菌に対して効果があるわけではありません。」
本件商品③	令和2年9月1日から令和3年10月31日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> 「※当社試験」及び「○閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」 「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」 <p>(別紙14及び別紙15)</p>
	令和2年11月1日から令和3年10月31日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「※当社試験」及び「○閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」 「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」 <p>(別紙16)</p>
	令和3年11月1日から同年12月16日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「※当社試験にて、人のいない密閉空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去試験を実施。」 「●当社試験にて25 m³ (6畳相当) の密閉空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去試験を実施しております。」 「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」 「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 <p>(別紙17及び別紙18)</p>

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
	令和3年4月1 5日から同年9 月13日までの 間	自社ウェブサイ ト	<ul style="list-style-type: none"> ・「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 ・「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 ・「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に 対して効果があるわけではありません。」 ・「※当社試験」 ・「※1：閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認」 ・「ただし、ご利用環境によって有効性は異なります。全てのウイルス、菌に効果があるわけ ではありません。」 <p>(別紙19)</p>
	令和3年9月2 1日から令和4 年1月19日ま での間		<ul style="list-style-type: none"> ・「●当社試験にて25m³（6畳相当）の密閉空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・ 浮遊菌』の除去試験を実施しております。」 ・「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 ・「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 ・「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に 対して効果があるわけではありません。」 ・「※当社試験」、「空間除菌：『25m³（6畳相当）または1m³の密閉試験空間』」及び 「※当社試験にて、人のいない密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去 試験を実施」 ・「※1 25m³（6畳相当）密閉試験空間」及び「※当社試験にて、人のいない密閉空間で 二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去試験を実施。」 ・「ご利用環境によって有効性は異なります。全てのウイルス、菌に効果があるわけでは ありません。」 <p>(別紙20)</p>
	令和2年10月 13日から同月 19日までの 間、同年11月 4日から同月1 0日までの間、 同年12月10	テレビコマ ーシャル	<ul style="list-style-type: none"> ・「*除菌について1m³または25m³エリアの密閉空間におけるウイルス試験において99% の除去効率が証明されています。ただし、ご利用環境によって有効性は異なります。また全 てのウイルス・菌に効果があるわけではありません。」

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
	日から同月 16 日までの間令和 3年1月9日か ら同月15日ま での間		
	令和2年11月 5日から令和3 年10月18日 までの間	動画広告	同上

別表3

商品	最後に取引をした日	課徴金対象期間	売上額	課徴金額
本件商品①	令和4年6月9日	令和元年12月10日から 令和4年6月9日までの間	933,395,064円	28,000,000円
本件商品②	令和4年5月23日	令和元年12月10日から 令和4年5月23日までの間	241,381,460円	7,240,000円
本件商品③	令和4年6月9日	令和元年12月10日から 令和4年6月9日までの間	377,282,161円	11,310,000円















「**ウイルオフ**®

除菌に効果的な二酸化塩素を生活シーンに合わせてご提案

 大木製薬株式会社

ウイルオフとは？

ウイルス除去・除菌の仕組み

シリーズ商品一覧

リリース/メディア掲載情報

CM情報

トップページ > ウイルオフ製品一覧 > ウイルオフ ストラップタイプ

【ウイルオフ ストラップタイプ】



約60日用
透かし目安
~1m

ストラップを使って掛けて持ち運びができるストラップタイプ。お出かけ先でのパーソナル空間のウイルス除去・除菌^{※3}に。

品名	除菌剤	規格	ストラップタイプ
内容量	1.5g×1個	パッケージ	W85×H175×D25mm
成分	亜塩素酸ナトリウム、天然植物	使用範囲	室内用（～1m）
価格	1,200円（税込1,320円）	特長	身の回り除菌 ^{※3} に
備考	ストラップはセーフティバーツ使用で安全面にも配慮しています。 リバーシブルデザインです。		

【ウイルオフ ストラップタイプ ブルー & ピンク】



おすすめの場所



学校・塾に



オフィスに



外出先に



病院・施設に

持ち運びに便利な セーフティストラップ付

ストラップタイプは、専用ストラップを使った「首掛け」式を採用。

小型コンパクトをコンセプトに常に着用しても邪魔になりにくいです。

ストラップにセーフティバーツを使用、本体自体にも力が加わるとはずれる「ダブルセーフティー」を採用して安全性に配慮しました。



シンプルなリバーシブルデザインで、コンパクトながら約2ヶ月持続のロングライフ設計です。

ウイルオフ ストラップタイプの使用方法



アルミ袋をハサミで開封し除菌剤 専用ケースの上部を開き除菌剤を
入れます。 使用しない面の上部にクリップを
差し込み奥起部を穴にはめ込ま
す。 専用ストラップを首から掛けて使
用してください。

使用上の注意

①本品は医薬品・医薬部外品ではありません。②本品は食べられません。③お子様や認知症の方、ベットが触れるのできない場所で保管してください。④取替単体では使用できません。必ずウイルオフアン本体／吊下げケースにセットして使用してください。⑤直接日光の当たる場所や暖房器具の近くなど高温になる場所での使用及び保管はしないでください。⑥本品の特性上、臭い（「ール臭」）を感じる場合があります。不快に感じる場合は直ちに使用を中心し換気してください。⑦本品の内容物が衣服等にこぼれた場合は、粉を落とし、水洗いでください。⑧多少の漂白作用があります。色々の衣服皮革製品に長時間密着させたままにしないでください。⑨腐食作用があります。金属、貴金属、精密機械、メッキ製品に密着させたままにしないでください。⑩万一濡れた場合は使用を中止してください。⑪屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。⑫使用後、ゴミに出す場合は地方自治体の区分にしたがってください。⑬本品に鼻を近づけないでください。

※ぜんそく・アレルギー等の症状や、持病のある方は医師にご相談の上、ご使用ください。

応急処置

【二酸化塩素発生剤】について

- (1) 万一、誤って飲み込んだ場合は直ちに口をゆすぎ多めの水を飲んでください。
- (2) 目に入った場合はすぐに流水で洗い流してください。痛みが残る場合は医師に相談してください。
- (3) 皮膚についた場合はすぐに流水で洗い流してください。異常が残る場合は医師に相談してください。

CAUTION

- 本品は屋内専用です。
- 屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。
- ご利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。

注釈

※当社試験

- ※1：閉鎖空間で二酸化塩素により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去を確認
- ※2：125Lの密閉空間において、トリメチルアミン（初発濃度：14ppm）6時間で80%、アンモニア（初発濃度：18ppm）6時間で62.5%の消臭率が認められた。（利用環境により成分の広がりは異なります。）
- ※3：1mエアリアの密閉空間におけるウイルス試験において、99%の除去効率が証明されています。
- ※4：ウイルオフ除菌スプレーをウイルスに作用させた場合15秒間の作用で検出限界値（6,3TCID₅₀/mL）以下となりLRV（ウイルス感染値対数減少値）は5.2log₁₀以上を示した。
- ※5：一種類の菌に対する効果試験において、99%の除菌効果が証明しております。

ただし、ご利用環境によって有効性は異なります。全てのウイルス、菌に効果があるわけではありません。

写真・イラストはイメージです。

[二酸化塩素発生剤 SDS \(PDF\)](#)

[貿易管理非該当証明書 \(PDF\)](#)

ウイルオフとは / ウィルス除去・除菌の仕組み / ウィルオフ製品一覧 / リリース/メディア掲載情報 / CM情報 / プライバシーポリシー



商品についてのお問い合わせはこちら

03-3256-5051

受付時間9:00~17:00

(土・日・祝日を除く)

Copyright© 2014-2021 OHKI PHARMACEUTICAL co.,Ltd. All rights Reserved.

「**ウイルオフ**®

除菌に効果的な二酸化塩素をさまざまなバリエーションに合わせてご提案

 大木製薬株式会社

ウイルオフとは?

ウイルス除去・除菌の
仕組み

ウイルオフ製品一覧

リリース/メディア掲載情報

トップページ > ウイルオフ製品一覧 > ウイルオフ ストラップタイプ

【**ウイルオフ ストラップタイプ**】



約60日用
酒店
目安
～1m

ストラップを使って掛けて持ち運びができるストラップタイプ。パーソナル空間のウイルス除去・除菌※2に。

品名	除菌剤	規格	ストラップタイプ
内容量	1.5g×1個	パッケージ	W85×H175×D25mm
成分	亜塩素酸ナトリウム、天然鉱物	使用範囲	室内用（～1m ³ ）
価格	1,200円(税込1,320円)	特長	身の回り除菌※2に
備考			ストラップはセーフティーパーツ使用で安全面にも配慮しています。 リバーシブルデザインです。

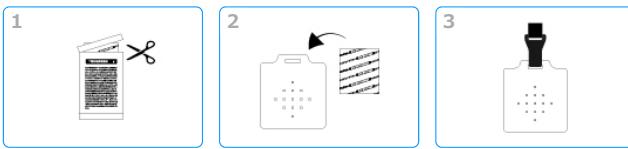
【**ウイルオフ ストラップタイプ ブルー & ピンク**】



本製品の特長

- 内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。
- 発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。
- 当社試験にて1m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の「ウイルス・菌」の除去試験を実施しております。
- 航空機内持ち込みが可能です。

ウイルオフ ストラップタイプの使用方法



アルミ袋をハサミで開封し二酸化塩素発生剤を取り出します。 専用ケースの上部を開き二酸化塩素発生剤を入れます。 使用したい面の上部穴にクリップを差し込み突起部を穴にはめ込みます。

使用上の注意

①本品は医薬品・医薬部外品ではありません。②本品は食べられません。③乳児や幼児、認知症の方、ペットが触れることができない場所で保管してください。（誤飲防止の為）。④直接日光の当たる場所や暖房器具の近くなど高温になる場所での使用及び保管をしないでください。⑤本品の特性上、臭い（プール臭）を感じる場合があります。不快に感じる場合は使用を中止し換気してください。⑥本品の内容物が衣服等にこぼれた場合は、粉を落とし、水洗いしてください。⑦多少の漂白作用があります。色物の衣服、皮革製品に密着させたままにしないでください。⑧腐食作用があります。金属、貴金属、精密機械、メッキ製品に密着させたままにしないでください。⑨水濡れする場所では使用しないでください。万一濡れた場合は使用を中止してください。⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。⑪使用後、ゴミに出す場合は地方自治体の区分にしたがってください。⑫換気回数の少ない密閉された狭い空間での使用は控えてください。⑬成分の放出部分に、鼻を近づけないでください。

※ぜんそく・アレルギー等の症状や、持病のある方は医師に相談の上、使用してください。

応急処置

【二酸化塩素発生剤】について

- (1)万一、誤って飲み込んだ場合は直ちに口をゆすぎ多めの水を飲んでください。
- (2)目に入った場合はすぐに流水で洗い流してください。痛みが残る場合は医師に相談してください。
- (3)皮膚についた場合はすぐに流水で洗い流してください。異常が残る場合は医師に相談してください。

CAUTION

- 屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。
- 利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。

注釈

※当社試験

空間除菌：「25m³（6畳相当）または 1m³の密閉試験空間」

※当社試験にて、人のいない密閉空間で二酸化塩素により特定の「ウイルス・菌」の除去試験を実施

※ 1

25m³（6畳相当）密閉試験空間

※当社試験にて、人のいない密閉空間で二酸化塩素により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去試験を実施。また、密閉空間において特定の臭いの消臭試験を実施。

※ 2

1 m³密閉試験空間

※当社試験にて、1 m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の「ウイルス・菌」の除去試験を実施。

※ 3

ウイルオフ除菌スプレーをウイルスに作用させた場合15秒間の作用で検出限界値（6.3TCID50/mL）以下となりLRV（ウイルス感染値対数減少値）は5.2log10以上を示した。

※ 4

一種類の菌に対する効果試験において、99%の除菌効果が証明されております。

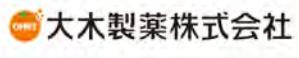
ご利用環境によって有効性は異なります。

全てのウイルス、菌に効果があるわけではありません。

写真・イラストはイメージです。

[二酸化塩素発生剤 SDS \(PDF\)](#)

[貿易管理非該当証明書 \(PDF\)](#)



お客様相談室

03-3256-5051

受付時間9:00~17:00
(土・日・祝日を除く)

Copyright© 2014-2021 OHKI PHARMACEUTICAL co.,Ltd. All Rights Reserved.





「**ウイルオフ**®

除菌に効果的な二酸化塩素を生活シーンに合わせてご提案

 大木製薬株式会社

ウイルオフとは？

ウイルス除去・除菌の仕組み

シリーズ商品一覧

リリース/メディア掲載情報

CM情報

トップページ > ウイルオフ商品一覧 > ウイルオフ マグネットタイプ

【ウイルオフ マグネットタイプ】



約
60
日用
酒店
日々
～1m

持ち運びに便利なコンパクトなマグネットクリップタイプ。
お出かけ先でのパーソナル空間のウイルス除去・除菌^{※3}に。

品名	除菌剤	規格	マグネットタイプ
内容量	1.5g×1個	パッケージ	W85×H175×D25mm
成分	亜塩素酸ナトリウム、天然植物	使用範囲	室内用（～1m）
価格	1,200円(税込1,320円)	特長	はさめるマグネットクリップ
備考	リバーシブルデザイン		

おすすめの場所



学校・塾に

オフィスに

外出先に

病院・施設に

身の回りの見張り番！ はさんでとめられる コンパクトタイプ

内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。

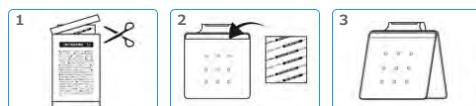
発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊するウイルスや菌を除去^{※3}します。

目立たないコンパクトタイプで、マグネットクリップになっていますので、書類やノートにはさむことができます。手軽に持ち運べるので、学校や塾・オフィスなど外出先でもご使用いただけます。



*多少の落込みや凹みがあります。10以上、荷物の本體・衣類部品に直接おさめにしないでください。

ウイルオフ マグネットタイプの使用方法



アルミ袋をハサミで開封し、除菌剤を取り出します。

二つに折って色々のものに挟めます。

使用上の注意

①本品は医薬品・医薬部外品ではありません。②本品は食べられません。③お子様や認知症の方、ペットが触れることのできない場所で保管してください。④取替単体では使用できません。必ずウイルオフファン本体／吊下げグースにセットして使用してください。⑤直接日光の当たる場所や暖房器具の近くなど高温になる場所での使用及び保管はしないでください。⑥本品の特性上、臭い（フール臭）を感じる場合があります。不快に感じる場合は直ちに使用を中止し換気してください。⑦本品の内容物が衣服等にこぼれた場合は、粉を落とし、水洗いしてください。⑧多少の漂白作用があります。色物の衣服皮革製品に長時間密着させたままにしないでください。⑨腐食作用があります。金属、貴金属、精密機械、メッキ製品に密着させたままにしないでください。⑩万一漏れた場合は使用を中止してください。⑪屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。⑫使用後、ゴミに出す場合は地方自治体の区分にしたがってください。⑬本品に鼻を近づけないでください。

※ぜんそく・アレルギー等の症状や持病のある方は医師にご相談の上、ご使用ください。

（マグネットの注意事項）

携帯電話等の電子機器やキャッシュカード等の磁気カードの周辺でのご使用は大切なデータ等を破損する可能がありますので使用しないでください。

また心臓ベースメーカー等植込型医療機器、脳脊髄腔鏡術用圧可変式シャント等の医療電気機器を使用している方は、使用しないでください。（誤作動を招く恐れがあります。）

応急処置

【二酸化塩素発生剤】について

（1）万一、誤って飲み込んだ場合は直ちに口をゆすぎ多めの水を飲んでください。

（2）目に入った場合はすぐに流水で洗い流してください。痛みが残る場合は医師に相談してください。

（3）皮膚についた場合はすぐに流水で洗い流してください。異常が残る場合は医師に相談してください。

CAUTION

- 本品は屋内専用です。
- 屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。
- ご利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。

注釈

※当社試験

※1：閉鎖空間で二酸化塩素により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去を確認

※2：125Lの密閉空間において、トリメチルアミン（初発濃度：14ppm）6時間で80%、アンモニア（初発濃度：18ppm）6時間で62.5%の消臭率が認められた。（利用環境により成分の広がりは異なります。）

※3：1m³エリアの密閉空間におけるウイルス試験において、99%の除去効率が証明されています。

※4：ウイルオフ除菌スプレーをウイルスに作用させた場合15秒間の作用で検出限界値（6.3TCID₅₀/mL）以下となりLRV（ウイルス感染値対数減少値）は5.2log₁₀以上を示した。

※5：一種類の菌に対する効果試験において、99%の除菌効果が証明されております。

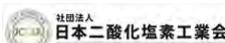
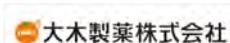
ただし、ご利用環境によって有効性は異なります。全てのウイルス、菌に効果があるわけではありません。

写真・イラストはイメージです。

[二酸化塩素発生剤 SDS \(PDF\)](#)

[貿易管理非該当証明書 \(PDF\)](#)

ウイルオフとは / ウィルス除去・除菌の仕組み / ウイルオフ製品一覧 / リリース/メディア掲載情報 / CM情報 / プライバシーポリシー



商品についてのお問い合わせはごちら

03-3256-5051

受付時間9:00~17:00
(土・日・祝日を除く)

Copyright© 2014-2021 OHKI PHARMACEUTICAL co.,Ltd. All Rights Reserved.

ウイルオフとは?

ウイルス除去・除菌の
仕組み

ウイルオフ製品一覧

リリース/メディア掲載情報

トップページ > ウイルオフ製品一覧 > ウイルオフ マグネットタイプ

ウイルオフ マグネットタイプ[®]



約60日用
酒店・自宅
～1m

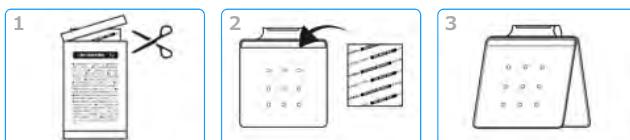
持ち運びに便利なコンパクトなマグネットクリップタイプ。
パーソナル空間のウイルス除去・除菌^{※2}に。

品名	除菌剤	規格	マグネットタイプ
内容量	1.5g×1個	パッケージ	W85×H175×D25mm
成分	亜塩素酸ナトリウム、天然鉱物	使用範囲	室内用（～1m）
価格	1,200円(税込1,320円)	特長	はさめるマグネットクリップ
備考	リバーシブルデザイン		

本製品の特長

- 内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。
- 発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。
- 当社試験にて1m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の「ウイルス・菌」の除去試験を実施しております。
- 航空機内持ち込みが可能です。

ウイルオフ マグネットタイプの使用方法



アルミ袋をハサミで開封し二酸化塩素発生剤を取り出します。 使用したいデザイン側のポケットに二酸化塩素発生剤を入れます。 二つに折って色々なものに挟めます。

使用上の注意

① 本品は医薬品・医薬部外品ではありません。 ② 本品は食べられません。 ③ 乳児や幼児、認知症の方、ベットが触れることができない場所で保管してください。（誤飲防止の為） ④ 直接日光の当たる場所や暖房器具の近くなど高温になる場所での使用及び保管をしないでください。 ⑤ 本品の特性上、臭い（ブルー臭）を感じる場合があります。 不快を感じる場合は使用を中止し換気してください。 ⑥ 本品の内容物が衣服等にこぼれた場合は、粉を落とし、水洗いしてください。 ⑦ 少少の漂白作用があります。 色物の衣服、皮革製品に密着させたままにしないでください。 ⑧ 腐食作用があります。 金属、貴金属、精密機械、メッキ製品に密着させたままにしないでください。 ⑨ 水濡れする場所では使用しないでください。 万一濡れた場合は使用を中止してください。 ⑩ 本品は屋内専用です。 屋外では期待する効果を十分に発揮できません。 ⑪ 使用後、ゴミに出す場合は地元自治体の区分にしたがってください。 ⑫ 換気回数の少ない密閉された狭い空間での使用は控えてください。 ⑬ 成分の放出部分に、鼻を近づけないでください。

※ぜんそく・アレルギー等の症状や、持病のある方は医師に相談の上、使用してください。

マグネットの注意事項

携帯電話等の電子機器やキャッシュカード等の磁気カード周辺での使用は大切なデータ等を破損する可能性がありますので使用しないでください。

また、心臓ペースメーカー等植込型医用電子機器、脳脊髄液短絡術用圧可変式シャント等の医用電気機器を使用している方は、使用しないでください。（誤作動を招くおそれがあります。）

応急処置

【二酸化塩素発生剤】について

- (1)万一、誤って飲み込んだ場合は直ちに口をゆすぎ多めの水を飲んでください。
- (2)目に入った場合はすぐに流水で洗い流してください。痛みが残る場合は医師に相談してください。
- (3)皮膚についた場合はすぐに流水で洗い流してください。異常が残る場合は医師に相談してください。

CAUTION

- 屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。
- 利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。

注釈

※当社試験

空間除菌：「25m³（6畳相当）または 1m³の密閉試験空間」

※当社試験にて、人のいない密閉空間で二酸化塩素により特定の「ウイルス・菌」の除去試験を実施

※ 1

25m³（6畳相当）密閉試験空間

※当社試験にて、人のいない密閉空間で二酸化塩素により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去試験を実施。また、密閉空間において特定の臭いの消臭試験を実施。

※ 2

1 m³密閉試験空間

※当社試験にて、1 m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の「ウイルス・菌」の除去試験を実施。

※ 3

ウイルオフ除菌スプレーをウイルスに作用させた場合15秒間の作用で検出限界値（6.3TCID50/mL）以下となりLRV（ウイルス感染値対数減少値）は5.2log10以上を示した。

※ 4

一種類の菌に対する効果試験において、99%の除菌効果が証明されております。

ご利用環境によって有効性は異なります。

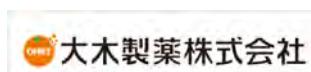
全てのウイルス、菌に効果があるわけではありません。

写真・イラストはイメージです。

[二酸化塩素発生剤 SDS \(PDF\)](#)

[貿易管理非該当証明書 \(PDF\)](#)

ウイルオフとは / ウイルス除去・除菌の仕組み / ウイルオフ製品一覧 / リリース/メディア掲載情報 / プライバシーポリシー



お客様相談室

03-3256-5051

受付時間9:00~17:00
(土・日・祝日を除く)

Copyright© 2014-2021 OHKI PHARMACEUTICAL co.,Ltd. All Rights Reserved.













ウイルオフとは?

ウイルス除去・除菌の仕組み

シリーズ商品一覧

リリース/メディア掲載情報

CM情報

トップページ > ウイルオフ製品一覧 > ウイルオフ 部屋用吊下げ60

ウイルオフ 部屋用吊下げ 約60日



約60日用 消臭 道店販売～12畳 専用ケース付

リビングや寝室、子ども部屋のカーテンレールやドアクローザーなどに吊下げて、効果的にウイルス除去・除菌^{※1}・消臭^{※2}。

品名	除菌剤	規格	吊下げ（約60日）
内容量	10g×1個	パッケージ	W95×H175×D45mm
成分	亜塩素酸ナトリウム、天然鉱物	使用範囲	玄関・室内用（～12畳）
価格	1,400円(税込1,540円)	特長	専用ケース付
備考	置き場所に困らない吊下げタイプ		

ウイルオフ 部屋用吊下げ 約60日 2回用



約60日用 消臭 道店販売～12畳 専用ケース付

リビングや寝室、子ども部屋のカーテンレールやドアクローザーなどに吊下げて、効果的にウイルス除去・除菌^{※1}・消臭^{※2}。

品名	除菌剤	規格	吊下げ（約60日 2回用 [※] ）
内容量	10g×2個	パッケージ	W95×H175×D45mm
成分	亜塩素酸ナトリウム、天然鉱物	使用範囲	玄関・室内用（～12畳）
価格	2,200円(税込2,420円)	特長	専用ケース付
備考	※ 付属の除菌剤を取り替えて最長約120日間使用可能		

おすすめの場所

-



玄関ドアに

リビングに

子ども部屋に

寝室に

水周りに

高所から自然拡散させる 吊下げタイプ

いろんな場所に設置して ウイルスを除去※1します。

吊下げタイプの「ワイルオフ 吊下げ」。
ウイルスや菌に効果的な二酸化塩素が
空間に浮遊するウイルスや菌を除去※1します。
空気より重い特性を持つ二酸化塩素だからこそ、吊下げることで二酸化塩素を自然拡散できます。
玄関からウイルスを侵入させないためにドアクローザーに吊下げたり、お部屋のカーテンレールに吊下げてお部屋の空間を除菌※1することができます。



ワイルオフ 部屋用吊下げタイプの使用方法



専用ケースの2カ所のクリップ部を外してケースを開き、専用フックと日付表示ラベルを取り出します。

日付表示ラベルに使用開始日を記入し、クリップ部外側に貼り付けます。専用フックを外側に向けてセッティングします。

アルミ袋をハサミで開封して二酸化塩素発生剤を取り出し、専用ケースの中枠にセットします。

2カ所のクリップ部をはめこみ、玄関ドアの内側や居室のドアなどに吊り下ります。設置場所によってはフックの角度を調整してください。

使用上の注意

①本品は医薬品・医薬部外品ではありません。②本品は食べられません。③お子様や認知症の方、ペットが触れる事のできない場所で保管してください。④直接日光の当たる場所や暖房器具の近くなど高温になる場所での使用及び保管をしないでください。⑤本品の特性上、臭い（ブル臭）を感じる場合があります。不快に感じる場合は直ちに使用を中止し換気してください。⑥本品の内容物が衣服等にこぼれた場合は、粉を落とし、水洗いしてください。⑦多少の漂白作用があります。色物のカーテンや壁紙などが落ちる恐れがありますので、密着させたままにしないでください。⑧腐食作用があります。金属、貴金属、精密機械、メッキ製品に密着させたままにしないでください。⑨水濡れする場合には設置しないでください。万一濡れた場合は使用を中止してください。⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。⑪使用後、ゴミに出す場合は地方自治体の区分にしたがってください。⑫換気回数の少ない密閉空間での使用はお控えください。⑬成分の放出部分に、鼻を近づけないでください。

※ぜんそく・アレルギー等の症状や、持病のある方は医師にご相談の上、使用してください。

応急処置

【二酸化塩素発生剤】について

- (1)万一、誤って飲み込んだ場合は直ちに口をゆすぎ多めの水を飲んでください。
- (2)目に入った場合はすぐに流水で洗い流してください。痛みが残る場合は医師に相談してください。
- (3)皮膚についた場合はすぐに流水で洗い流してください。異常が残る場合は医師に相談してください。



CAUTION

- 屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。
- 利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。

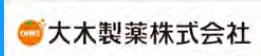
注釈

※当社試験

- ※1：閉鎖空間で二酸化塩素により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去を確認
※2：125Lの密閉空間において、トリメチルアミン（初発濃度：14ppm）6時間で80%、アンモニア（初発濃度：18ppm）6時間で62.5%の消臭率が認められた。（利用環境により成分の広がりは異なります。）
※3：1m²エリアの密閉空間におけるウイルス試験において、99%の除去効率が証明されています。
※4：ワイルオフ除菌スプレーをウイルスに作用させた場合15秒間の作用で検出限界値（6.3TCID₅₀/mL）以下となりLRV（ウイルス感染値対数減少値）は5.2log₁₀以上を示した。
※5：一種類の菌に対する効果試験において、99%の除菌効果が証明されております。
ただし、ご利用環境によって有効性は異なります。全てのウイルス、菌に効果があるわけではありません。
写真・イラストはイメージです。

[二酸化塩素発生剤 SDS \(PDF\)](#)

[貿易管理非該当証明書 \(PDF\)](#)



Copyright© 2014-2021 OHKI PHARMACEUTICAL co.,Ltd. All Rights Reserved.

お客様相談室

■ **03-3256-5051**

受付時間9:00~17:00
(土・日・祝日を除く)

ウイルオフ®

除菌に効果的な二酸化塩素をさまざまなバリエーションに合わせてご提案

 大木製薬株式会社

ウイルオフとは？

ウイルス除去・除菌の
仕組み

ウイルオフ製品一覧

リリース/メディア掲載情報

トップページ > ウイルオフ製品一覧 > ウイルオフ 部屋用吊下げ60

ウイルオフ 部屋用吊下げ 約60日



約60日 消臭 専用
ケース付

掛けやすいフック付きのウイルス除去・除菌・消臭^{※1}。

品名	除菌剤	規格	吊下げ（約60日）
内容量	10g×1個	パッケージ	W95×H175×D45mm
成分	亜塩素酸ナトリウム、天然鉱物	使用範囲	室内用
価格	1,400円(税込1,540円)	特長	専用ケース付
備考	置き場所に困らない吊下げタイプ		

ウイルオフ 部屋用吊下げ 約60日 2回用



約60日 消臭 専用
ケース付

掛けやすいフック付きのウイルス除去・除菌・消臭^{※1}。

品名	除菌剤	規格	吊下げ（約60日 2回用※）
内容量	10g×2個	パッケージ	W95×H175×D45mm
成分	亜塩素酸ナトリウム、天然鉱物	使用範囲	室内用
価格	2,200円(税込2,420円)	特長	専用ケース付
備考	※ 付属の除菌剤を替えて最長約120日間使用可能		

高所から自然拡散させる

吊下げタイプ

いろんな場所に設置して

ウイルスを除去※1します。



吊下げタイプの「ウイルオフ 吊下げ」。

ウイルスや菌に効果的な二酸化塩素が

空間に浮遊するウイルスや菌を除去※1します。

空気より重い特性を持つ二酸化塩素だからこそ、吊下することで二酸化塩素を自然拡散できます。

玄関からウイルスを侵入させないためにドアクローザーに吊下げたり、お部屋のカーテンレールに吊下げてお部屋の空間を除菌※1することができます。

本製品の特長

- 内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。
- 発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。
- 当社試験にて25m³（6畳相当）の密閉空間で二酸化塩素により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去試験を実施しております。
- 当社試験にて5Lの密閉空間で特定の臭い物質の消臭試験を実施しております。
- 航空機内持ち込みが可能です。

ウイルオフ 部屋用吊下げタイプの使用方法



専用ケースの2カ所のクリップ部を外してケースを開き、専用フックと日付表示ラベルを取り出します。

日付表示ラベルに使用開始日を記入し、クリップ部外側に貼り付けます。専用フックを外側に向けてセットします。

アルミ袋をハサミで開封して二酸化塩素発生剤を取り出し、専用ケースの中枠にセットします。

2カ所のクリップ部をはめこみ、玄関ドアの内側や居室のドアなどに吊下げます。設置場所によってはフックの角度を調整してください。

使用上の注意

① 本品は医薬品・医薬部外品ではありません。② 本品は食べられません。③ お子様や認知症の方、ベットが触れることのできない場所で保管してください。④ 直接日光の当たる場所や暖房器具の近くなど高温になる場所での使用及び保管をしないでください。⑤ 本品の特性上、臭い（ブール臭）を感じる場合があります。不快に感じる場合は使用を中止し換気してください。⑥ 本品の内容物が衣服等にこぼれた場合は、粉を落とし、水洗いしてください。⑦ 少少の漂白作用があります。色物のカーテンや壁紙などが色落ちする恐れがありますので、密着させたままにしないでください。⑧ 腐食作用があります。金属、貴金属、精密機械、メッキ製品に密着させたままにしないでください。⑨ 水濡れする場所では使用しないでください。万一濡れた場合は使用を中止してください。⑩ 本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。⑪ 使用後、ゴミに出す場合は地方自治体の区分にしたがってください。⑫ 換気回数の少ない密閉された狭い空間での使用は控えてください。⑬ 成分の放出部分に、鼻を近づけないでください。※ぜんそく・アレルギー等の症状や、持病のある方は医師に相談の上、使用してください。

※ぜんそく・アレルギー等の症状や、持病のある方は医師にご相談の上、使用してください。

応急処置

【二酸化塩素発生剤】について

- (1) 万一、誤って飲み込んだ場合は直ちに口をゆすぎ多めの水を飲んでください。
- (2) 目に入った場合はすぐに流水で洗い流してください。痛みが残る場合は医師に相談してください。
- (3) 皮膚についた場合はすぐに流水で洗い流してください。異常が残る場合は医師に相談してください。

CAUTION

- 屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。
- 利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。

注釈

※当社試験

空間除菌：「25m³（6畳相当）または 1m³の密閉試験空間」

※当社試験にて、人のいない密閉空間で二酸化塩素により特定の「ウイルス・菌」の除去試験を実施

※ 1

25m³（6畳相当）密閉試験空間

※当社試験にて、人のいない密閉空間で二酸化塩素により特定の「浮遊ウイルス・浮遊菌」の除去試験を実施。また、密閉空間において特定の臭いの消臭試験を実施。

※ 2

1 m³密閉試験空間

※当社試験にて、1 m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の「ウイルス・菌」の除去試験を実施。

※ 3

ウイルオフ除菌スプレーをウイルスに作用させた場合15秒間の作用で検出限界値（6.3TCID50/mL）以下となりLRV（ウイルス感染値対数減少値）は5.2log10以上を示した。

※ 4

一種類の菌に対する効果試験において、99%の除菌効果が証明されております。

ご利用環境によって有効性は異なります。

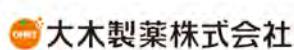
全てのウイルス、菌に効果があるわけではありません。

写真・イラストはイメージです。

[二酸化塩素発生剤 SDS \(PDF\)](#)

[貿易管理非該当証明書 \(PDF\)](#)

ウイルオフとは / ウイルス除去・除菌の仕組み / ウイルオフ製品一覧 / リリース/メディア掲載情報 / プライバシーポリシー



お客様相談室

03-3256-5051

受付時間9:00~17:00
(土・日・祝日を除く)

Copyright© 2014-2021 OHKI PHARMACEUTICAL co.,Ltd. All Rights Reserved.

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

(昭和三十七年法律第百三十四号)

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に對し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に關し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るもの）を除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫

に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示
- 2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条 前条第一項の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

（返金措置の実施による課徴金の額の減額等）

第十条 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置（以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 実施予定返金措置の内容及び実施期間
 - 二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項
 - 三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。
- 4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置

を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。
 - 一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。
 - 三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。
- 6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
- 7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。
- 8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。
- 9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。
- 10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

（課徴金の納付義務等）

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計

算した課徴金を納付しなければならない。

2 第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3～6 (省略)

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 (省略)

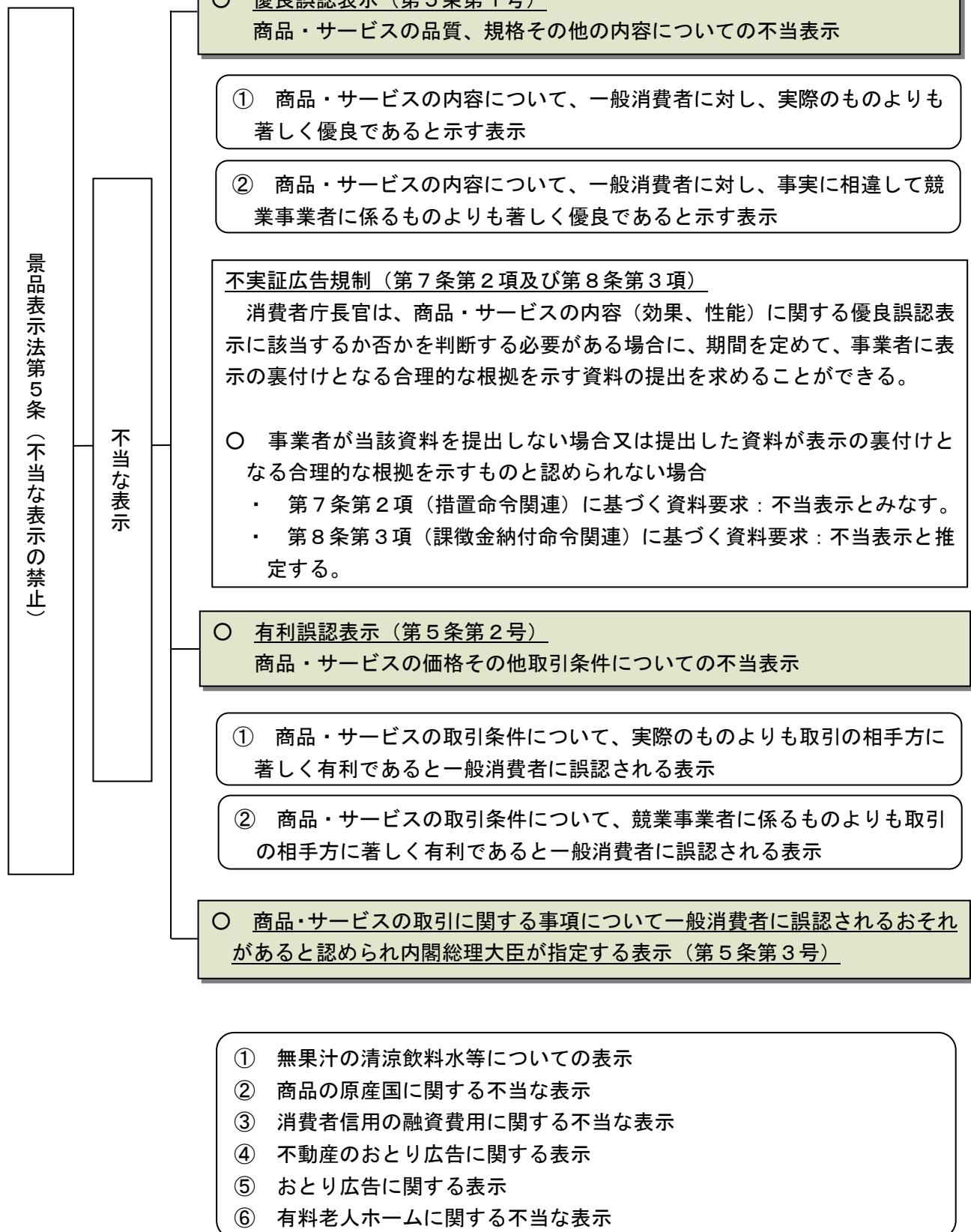
○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



課徴金制度の概要

目的 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令（第8条）

・対象行為：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

〔不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。〕

・課徴金額の算定：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。

・対象期間：3年間を上限とする。

・主観的要素：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとときは、課徴金を賦課しない。

・規模基準：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為該当事実の報告による課徴金額の減額（第9条）

課徴金対象行為に該当する事業者に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除斥期間（第12条第7項）

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続（第13条）

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

返金措置による課徴金額の減額（第10条・第11条）

事業者が所定の手続に沿つて返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者から申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付する措置。

1：実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2：返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿つて返金措置を実施する。

3：報告期限までに報告

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額以上の場合
課徴金額の減額
課徴金の納付を命じない

制度開始日

平成28年4月1日

(参考3)

※別添写しについては、添付を省略しています。

別添

消表対第551号
令和5年5月17日

大木製薬株式会社
代表取締役 松井 秀正 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「ウイルオフ ストラップタイプ」と称する商品（以下「本件商品①」という。）、「ウイルオフ マグネットタイプ」と称する商品（以下「本件商品②」という。）及び「ウイルオフ 吊下げタイプ」と称する商品（以下「本件商品③」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件3商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

大木製薬株式会社（以下「大木製薬」という。）は、課徴金として金4655万円を令和5年12月18日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、大木製薬が自己の供給する本件3商品の取引に関し行った表示は、それぞれ、景品表示法第8条第3項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件3商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものであって、かかる表示をしていた行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

- (1) ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件3商品である。
イ(ア) 本件3商品について、大木製薬が前記1の課徴金対象行為をした期間は、それぞ

れ、令和元年12月10日から令和4年1月19日までの間である。

- (イ) 大木製薬は、本件3商品について、それぞれ、前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する日前の令和4年6月11日に、前記1の課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として不当景品類及び不当表示防止法施行規則(平成28年内閣府令第6号)第8条に規定する措置をとっていると認められるところ、大木製薬が前記1の課徴金対象行為をやめた日から当該措置をとった日までの間に最後に取引をした日は、それぞれ、別表「最後に取引をした日」欄記載の日である。
- (ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、本件3商品について、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、それぞれ、別表「課徴金対象期間」欄記載の期間である。
- ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件3商品に係る大木製薬の売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、それぞれ、別表「売上額」欄記載の額である。
- エ 大木製薬は、本件3商品について、それぞれ、当該表示の裏付けとなる根拠資料を十分に確認することなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。
- (2) 前記(1)の事実によれば、大木製薬が国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件3商品の売上額に、それぞれ、100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した別表「課徴金額」欄記載の額を合計した4655万円である。

よって、大木製薬に対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

- 1 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。
(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌

日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

- 2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があつた場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

商品	最後に取引をした日	課徴金対象期間	売上額	課徴金額
本件商品①	令和4年6月9日	令和元年12月10日から 令和4年6月9日までの間	933,395,064 円	28,000,000 円
本件商品②	令和4年5月23日	令和元年12月10日から 令和4年5月23日までの間	241,381,460 円	7,240,000 円
本件商品③	令和4年6月9日	令和元年12月10日から 令和4年6月9日までの間	377,282,161 円	11,310,000 円

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 大木製薬株式会社（以下「大木製薬」という。）は、東京都千代田区神田鍛冶町三丁目3番地に本店を置き、日用品雑貨の製造販売業等を営む事業者である。
- 2 大木製薬は、「ウイルオフ ストラップタイプ」と称する商品（以下「本件商品①」という。）、「ウイルオフ マグネットタイプ」と称する商品（以下「本件商品②」という。）及び「ウイルオフ 吊下げタイプ」と称する商品（以下「本件商品③」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件3商品」という。）を卸売業者及び小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- 3 大木製薬は、本件3商品に係る商品パッケージ、「ウイルオフ®」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）、地上波放送を通じて放送したテレビコマーシャル（以下「テレビコマーシャル」という。）及び「Y o u T u b e」と称する動画共有サービスにおける動画広告（以下「動画広告」という。）の表示内容を自ら決定している。
- (1) 大木製薬は、本件3商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品①について、令和2年9月1日から令和3年10月31日までの間、商品パッケージにおいて、「空間除菌」、本件商品①を首から下げている人物の画像、「二酸化塩素のパワーでウイルス除去・除菌※^① ウイルオフ ストラップタイプ」等と表示するなど、別表1「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件3商品を使用すれば、本件3商品から発生する二酸化塩素の作用により、同表「場所」欄記載の場所において、身の回りの空間に浮遊するウイルスや菌が除去又は除菌される効果等の同表「効果」欄記載のとおりの効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (2) 消費者庁長官は、前記(1)の表示について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、大木製薬に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、大木製薬は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。
なお、大木製薬は、前記(1)の表示について、例えば、本件商品①について、令和2年9月1日から令和3年10月31日までの間、商品パッケージにおいて、「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」、「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」等と表示するなど、別表2「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示していたが、当該表示は、一般消費者が前

記(1)の表示から受ける本件3商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

別表1

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
本件商品①	令和2年9月1日から令和3年10月31日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌」 ・本件商品①を首から下げている人物の画像 ・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌※^① ウイルオフ ストラップタイプ」 ・「●用途：室内」 ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」 ・本件商品①を首から下げている人物のイラストと共に、「④専用ストラップを首から掛けて使用してください。※^②」 <p>(別添写し1ないし別添写し3)</p>	首から下げる て身に着ける	室内	身の回りの空間に浮遊するウイルスや菌が除去又は除菌される効果
	令和2年11月1日から令和3年10月31日までの間		<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌」 ・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌※^① ウイルオフ ストラップタイプ」 ・「●用途：室内」 ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」 ・本件商品①を首から下げている人物のイラストと共に、「④専用ストラップを首から掛けて使用してください。※^②」 <p>(別添写し4)</p>			
	令和3年11月1日から同年12月16日までの間		<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌※ [1 m³密閉試験空間]」 ・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌※ ウイルオフ ストラップタイプ」 ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。※」 ・「●用途：室内」 			

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
	令和3年4月15日から同年9月13日までの間	自社ウェブサイト	(別添写し5ないし別添写し7) <ul style="list-style-type: none"> ・本件商品①の画像並びに「空間除菌」との記載と共に、本件商品①を首から下げている人物の画像及び「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌※ ウイルオフ ストラップタイプ」と表示された商品パッケージの画像 ・「適応目安～1 m³」 ・「ストラップを使って掛けて持ち運びができるストラップタイプ。お出かけ先でのパーソナル空間のウイルス除去・除菌※³に。」 ・「使用範囲 室内用（～1 m³）」 ・「特長 身の回り除菌※³に」 ・「おすすめの場所」並びに「学校・塾に」、「オフィスに」、「外出先に」及び「病院・施設に」との記載と共に、これらの場所のイラスト ・「持ち運びに便利なセーフティストラップ付」、「ストラップタイプは、専用ストラップを使った『首掛け』式を採用。小型コンパクトをコンセプトに常に着用しても邪魔になりにくいです。」並びに「オフィス」及び「外出時」との記載と共に、本件商品①を首から下げている人物の画像 ・本件商品①を首から下げている人物のイラストと共に、「専用ストラップを首から掛けて使用してください。」 (別添写し8)		学校、塾、オフィス、外出先、病院、施設等の室内	
	令和3年9月21日から令和4年1月19日までの間		<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品①の画像並びに「空間除菌※ [1 m³密閉試験空間]」及び「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌※ ウイルオフ ストラップタイプ」と表示された商品パッケージの画像 ・「適応目安～1 m³」 ・「ストラップを使って掛けて持ち運びができるストラップタイプ。パーソナル空間のウイルス除去・除菌※²に。」 ・「使用範囲 室内用（～1 m³）」 ・「特長 身の回り除菌※²に」 		室内	

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
			<ul style="list-style-type: none"> 「本製品の特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」 (別添写し9) 			
	令和2年10月13日から同月19日までの間、同年11月4日から同月10日までの間、同年12月10日から同月16日までの間及び令和3年1月9日から同月15日までの間	テレビコマーシャル	<ul style="list-style-type: none"> 「ウイルス除去率99%*」との文字の映像及び多数の丸い物が浮遊している空間で手を広げている3人の人物の映像と共に、「ウイルス除去率99パーセント」との音声 「ウイルオフ。豊富なラインナップ」との文字の映像及び本件商品①を含むウイルオフシリーズの各商品の商品パッケージの映像と共に、「空間除菌ウイルオフ」との音声 「持ち運びに便利!」及び「ウイルオフ。」との文字の映像、本件商品①を手に持っている人物の映像、本件商品①、本件商品②及び商品パッケージの映像と共に、「ポータブルタイプは人気ナンバーワン」及び「空間除菌ウイルオフ」との音声 (別添写し10) 			身の回りの空間に浮遊するウイルスの99パーセントが除去又は菌が除菌される効果
	令和2年11月5日から令和3年10月18日までの間	動画広告	同上			
	令和元年12月10日から令和3年10月18日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「インフルエンザ」との文字の映像及びマスクをした人物の映像と共に、「毎年冬になると猛威を振るうインフルエンザ。シーズン中には、うがい、手洗い、マスク。予防にも気を遣っていることと思います」との音声、「もっと多いのは5~9歳」と「なんと77%の罹患率」との文字の映像並びに「5~9歳」、「77%」等と記載のある棒グラフの映像と共に、「2017年から18年のインフルエンザの罹患者、最も多いのは5歳から9歳。なんと77パーセントの罹患率。学級閉鎖が多いのは罹患率の高さが原因です。」との音声、白衣を着た人物が、横たわっている人物を見ている映像と共に、「重篤化し、 	学校、会社、外出先等	身の回りの空間に浮遊するウイルスや菌が除去又は除菌され、風邪やインフルエン	

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
			<p>入院される方は罹患率の高い10歳未満のお子様が23パーセント」との音声、「60代以上は64%の罹患率」との文字の映像及び円グラフの映像と共に、「そして、60代以上のシニアが64パーセントと非常に高くなっています。」との音声、「インフルエンザに感染すると重篤化するリスクが高まります」との文字の映像及び円グラフの映像と共に、「年齢や病気により、免疫力が低下し、インフルエンザに感染すると、重篤化するリスクが高まります。」との音声、蛇口の前で手を広げている人物の映像と共に、「うがい、手洗い、マスクの個人予防は予防の基本です。」との音声、「しかし、それだけでは十分ではありません」との文字の映像と共に、「しかし、それだけでは十分ではありません」との音声、「そこで！」との文字の映像と共に、「そこで」との音声、「家中、空間除菌という発想！」との文字の映像及び3人の人物の映像と共に、「家中、空間除菌という発想」との音声、「二酸化塩素に着目！」との文字及び白衣を着た人物の映像と共に、「大木製薬は空間中のウイルスを除菌したり、除菌力を有する二酸化塩素に着目」との音声、「ウイルス・菌に対して、」との文字の映像及び室内に「ウイルス・菌」と記載された灰色の物が浮遊しているイラストの映像と共に、「空間中のウイルス、菌に対して」との音声、「二酸化塩素ガスが酸化し、」との文字の映像、灰色の物の周囲に「O」と記載のある丸い物、「C1」と記載のある丸い物、「O-」と記載のある丸い物及び「二酸化塩素」との文字がある映像と共に、「二酸化塩素ガスは、ウイルス、菌に触れ酸化し」との音声、「菌を無力化！」との文字の映像、灰色の物の周囲に、「O」と記載のある丸い物、「C1」と記載のある丸い物及び「O-」と記載のある丸い物がある映像と共に、「それにより、感染力、増殖力を失い、無力化することを可能にしました」との音声、「しかも、ニオイも気にならない！」との文字の映像及び人物の映像と共に、「しかも臭いも気にな</p>			ザを予防する効果

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
			<p>らない安心設計」との音声、「オススメの場所は…」との文字の映像及び人物の映像と共に、「使っていただきたいお勧めの場所は」との音声、「家中丸ごと！」との文字の映像及び室内の映像と共に、「家中丸ごと」との音声、「玄関 リビング 水回り 寝室 子供部屋」との文字の映像及び室内の映像と共に、「玄関、リビング、水回り、寝室、子ども部屋、そして」との音声並びに「身の回り！」との文字の映像及び室内の映像と共に、「身の回りです」との音声</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「マグネットタイプとストラップタイプ！」との文字の映像、本件商品②、本件商品①及び商品パッケージの映像と共に、「携帯タイプは2種類。挟んで使えるマグネットタイプと首掛けタイプを御用意。それぞれ、縦横6センチ弱のコンパクトサイズで」との音声、「スマートに身の回りの除菌 ウイルス除去※」との文字の映像及び本件商品①を首から下げている人物の映像と共に、「スマートに身の回りの除菌、ウイルス除去」との音声、「これ一つで約2か月間の持続力！」との文字の映像及び本件商品②を身に着けている人物の映像と共に、「これ一つで約2か月間の持続力」との音声、複数の人物が筆記している映像と共に、「学校やお仕事など」との音声並びに「身の回りのケアに！」との文字の映像及び複数の人物が室内にいる映像と共に、「外出先でも、身の回りのケアに」との音声 ・2人の人物の映像並びに「小さなお子様、年齢や病気により免疫力が低下している方を守る」との文字の映像と共に、「小さなお子様、年齢や病気により免疫力が低下している方を守る」との音声、「ウイルス対策をした環境づくり」との文字の映像及び2人の人物の映像と共に、「風邪やインフルエンザをひかせない環境づくり」との音声、「ウイルス・菌に対して効果を発揮！」との文字の映像及び2人の人物の映像と共に、「ウイルス、菌へのみ効果を発揮する、安全性と除菌効果を両立する」との音声並びに「ウイルオフ®シリーズ」との文字の映像、本件 			

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
			商品①を含むウイルオフシリーズの各商品及び商品パッケージの映像と共に、「ウイルオフシリーズ。是非お試しください」との音声 (別添写し1 1)			
本件商品②	令和2年9月1日から令和3年10月31日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌」 ・本件商品②を身に着けている人物の画像 ・「二酸化塩素のパワーで ウィルス除去・除菌※① ウィルオフ マグネットタイプ」 ・「●用途：室内」 ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」 ・「書類にはさんで」との記載と共に、本件商品②が挟まれた青いファイルを人物が持っている画像及び「ノートにはさんで」との記載と共に、本件商品②が挟まれたノートの画像 ・「目立たないコンパクトタイプ※②」との記載と共に、胸ポケットに本件商品②が挟まれたジャケットの画像 (別添写し1 2) 	物に挟んで身に着ける	室内	身の回りの空間に浮遊するウイルスや菌が除去又は除菌される効果
	令和3年11月1日から同年12月16日までの間		<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌※[1 m³密閉試験空間]」 ・「二酸化塩素のパワーで ウィルス除去・除菌※ ウィルオフ マグネットクリップタイプ」 ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。※」 ・「●用途：室内」 (別添写し1 3) 			
	令和3年4月15日から同年9月13日までの間	自社ウェブサイト	・本件商品②の画像並びに「空間除菌」との記載と共に、本件商品②を身に着けている人物の画像及び「二酸化塩素のパワーで ウィルス除去・除菌 ウィルオフ マグネットタイプ」と表示された商品パッケージの画像		学校、塾、オフィス、外出先、病	

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
			<ul style="list-style-type: none"> ・「適応目安～1 m³」 ・「持ち運びに便利なコンパクトなマグネットクリップタイプ。お出かけ先でのパーソナル空間のウイルス除去・除菌※³に。」 ・「使用範囲 室内用（～1 m³）」 ・「おすすめの場所」並びに「学校・塾に」、「オフィスに」、「外出先に」及び「病院・施設に」との記載と共に、これらの場所のイラスト ・「身の回りの見張り番！はさんでとめられるコンパクトタイプ」、「内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊するウイルスや菌を除去※³します。目立たないコンパクトタイプで、マグネットクリップになっていきますので、書類やノートにはさむことができます。手軽るに持ち運べるので、学校や塾・オフィスなど外出先でもご使用いただけます。」並びに胸ポケットに本件商品②が挟まれたジャケットの画像、「書類にはさんで」との記載と共に、本件商品②が挟まれた青いファイルを人物が持っている画像及び「ノートにはさんで」との記載と共に、本件商品②が挟まれたノートの画像 (別添写し14) 	院、施設等の室内		
	令和3年9月21日から令和4年1月19日までの間		<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品②の画像並びに「空間除菌※[1 m³密閉試験空間]」及び「二酸化塩素のパワーで ウィルス除去・除菌※ ウィルオフ マグネットクリップタイプ」と表示された商品パッケージの画像 ・「適応目安～1 m³」 ・「持ち運びに便利なコンパクトなマグネットクリップタイプ。パーソナル空間のウイルス除去・除菌※²に。」 ・「使用範囲 室内用（～1 m³）」 ・「本製品の特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」 		室内	

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
	令和2年10月13日から同月19日までの間、同年11月4日から同月10日までの間、同年12月10日から同月16日までの間及び令和3年1月9日から同月15日までの間	テレビコマーシャル	<p>(別添写し15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ウイルス除去率99%*」との文字の映像及び多数の丸い物が浮遊している空間で手を広げている3人の人物の映像と共に、「ウイルス除去率99パーセント」との音声 ・「ウイルオフ。豊富なラインナップ」との文字の映像及び本件商品②を含むウイルオフシリーズの各商品の商品パッケージの映像と共に、「空間除菌ウイルオフ」との音声 ・「持ち運びに便利!」及び「ウイルオフ。」との文字の映像、本件商品①を手に持っている人物の映像、本件商品①、本件商品②及び商品パッケージの映像と共に、「ポータブルタイプは人気ナンバーワン」及び「空間除菌ウイルオフ」との音声 <p>(別添写し10)</p>			身の回りの空間に浮遊するウイルスの99パーセントが除去又は菌が除菌される効果
	令和2年11月5日から令和3年10月18日までの間	動画広告	同上			
	令和元年12月10日から令和3年10月18日までの間		<ul style="list-style-type: none"> ・「インフルエンザ」との文字の映像及びマスクをした人物の映像と共に、「毎年冬になると猛威を振るうインフルエンザ。シーズン中には、うがい、手洗い、マスク。予防にも気を遣っていること思います」との音声、「もっと多いのは5~9歳」と「なんと77%の罹患率」との文字の映像並びに「5~9歳」、「77%」等と記載のある棒グラフの映像と共に、「2017年から18年のインフルエンザの罹患者、最も多いのは5歳から9歳。なんと77パーセントの罹患率。学級閉鎖が多いのは罹患率の高さが原因です。」との音声、白衣を着た人物が、横たわっている人物を見ている映像と共に、「重篤化し、入院される方は罹患率の高い10歳未満のお子様が23パーセント」との音声、「60代以上は64%の罹患率」との文字の映像及び円グラフの映像と共に、「そして、60代以上のシ 	学校、会社、外出先等	身の回りの空間に浮遊するウイルスや菌が除去又は除菌され、風邪やインフルエンザを予防する効果	

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
			<p>ニアが64パーセントと非常に高くなっています。」との音声、「インフルエンザに感染すると重篤化するリスクが高まります」との文字の映像及び円グラフの映像と共に、「年齢や病気により、免疫力が低下し、インフルエンザに感染すると、重篤化するリスクが高まります。」との音声、蛇口の前で手を広げている人物の映像と共に、「うがい、手洗い、マスクの個人予防は予防の基本です。」との音声、「しかし、それだけでは十分ではありません」との文字の映像と共に、「しかし、それだけでは十分ではありません」との音声、「そこで！」との文字の映像と共に、「そこで」との音声、「家中、空間除菌という発想！」との文字の映像及び3人の人物の映像と共に、「家中、空間除菌という発想」との音声、「二酸化塩素に着目！」との文字及び白衣を着た人物の映像と共に、「大木製薬は空間中のウイルスを除菌したり、除菌力を有する二酸化塩素に着目」との音声、「ウイルス・菌に対して、」との文字の映像及び室内に「ウイルス・菌」と記載された灰色の物が浮遊しているイラストの映像と共に、「空間中のウイルス、菌に対して」との音声、「二酸化塩素ガスが酸化し、」との文字の映像、灰色の物の周囲に「O」と記載のある丸い物、「C1」と記載のある丸い物、「O-」と記載のある丸い物及び「二酸化塩素」との文字がある映像と共に、「二酸化塩素ガスは、ウイルス、菌に触れ酸化し」との音声、「菌を無力化！」との文字の映像、灰色の物の周囲に、「O」と記載のある丸い物、「C1」と記載のある丸い物及び「O-」と記載のある丸い物がある映像と共に、「それにより、感染力、増殖力を失い、無力化することを可能にしました」との音声、「しかも、ニオイも気にならない！」との文字の映像及び人物の映像と共に、「しかも臭いも気にならない安心設計」との音声、「オススメの場所は…」との文字の映像及び人物の映像と共に、「使っていただきたいお勧めの場所は」との音声、「家中丸ごと！」との文字の映像及び室内</p>			

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
			<p>の映像と共に、「家中丸ごと」との音声、「玄関 リビング 水回り 寝室 子供部屋」との文字の映像及び室内の映像と共に、「玄関、リビング、水回り、寝室、子ども部屋、そして」との音声並びに「身の回り！」との文字の映像及び室内の映像と共に、「身の回りです」との音声</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「マグネットタイプとストラップタイプ！」との文字の映像本件商品②、本件商品①及び商品パッケージの映像と共に、「携帯タイプは2種類。挟んで使えるマグネットタイプと首掛けタイプを御用意。それぞれ、縦横6センチ弱のコンパクトサイズで」との音声、「スマートに身の回りの除菌 ウイルス除去※」との文字の映像及び本件商品①を首から下げている人物の映像と共に、「スマートに身の回りの除菌、ウイルス除去」との音声、「これ一つで約2か月間の持続力！」との文字の映像及び本件商品②を身に着けている人物の映像と共に、「これ一つで約2か月間の持続力」との音声、複数の人物が筆記している映像と共に、「学校やお仕事など」との音声並びに「身の回りのケアに！」との文字の映像及び複数の人物が室内にいる映像と共に、「外出先でも、身の回りのケアに」との音声 ・2人の人物の映像並びに「小さなお子様、年齢や病気により免疫力が低下している方を守る」との文字の映像と共に、「小さなお子様、年齢や病気により免疫力が低下している方を守る」との音声、「ウイルス対策をした環境づくり」との文字の映像及び2人の人物の映像と共に、「風邪やインフルエンザをひかない環境づくり」との音声、「ウイルス・菌に対して効果を発揮！」との文字の映像及び2人の人物の映像と共に、「ウイルス、菌へのみ効果を発揮する、安全性と除菌効果を両立する」との音声並びに「ウイルオフシリーズ」との文字の映像、本件商品②を含むウイルオフシリーズの各商品及び商品パッケージの映像と共に、「ウイルオフシリーズ。是非お試しください」との音声 			

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容 (別添写し11)	使用方法	場所	効果
本件商品③	令和2年9月1日から令和3年10月31日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌」 ・室内の画像 ・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌・消臭※ ウィルオフ 部屋用吊下げタイプ」 ・室内に本件商品③がつり下げられている画像 ・「●用途：室内」 ・「玄関ドア」、「リビング」、「寝室」及び「水まわり」との記載と共に、これらの場所につり下げられている本件商品③及び青い二重円の画像 ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」 ・本件商品③のイラスト及び「2カ所のクリップ部をはめこみ、玄関ドアの内側や居室のドアなどに吊り下げます。設置場所によってはフックの角度を調整してください。」 <p>(別添写し16及び別添写し17)</p>	玄関ドアの内側、居室のドア等につり下げる	玄関、リビング、寝室、洗面所等の室内	空間に浮遊するウイルスや菌が除去又は除菌される効果
	令和2年11月1日から令和3年10月31日までの間		<ul style="list-style-type: none"> ・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌・消臭※ ウィルオフ部屋用吊下げタイプ」 ・「空間除菌」 ・「適応目安 6～12畳」 ・「●用途：室内」 ・「玄関ドア」、「リビング」、「寝室」及び「水まわり」との記載と共に、これらのイラスト ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」 ・本件商品③のイラストと共に、「クリップ部をはめこみ、居室やドアの内側などに吊り下げます。設置場所によってはフックの角度を調整してください。」 	居室、ドアの内側等につり下げる		

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
	令和3年11月1日から同年12月16日までの間		<p>(別添写し18)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「空間除菌※[25m³ (6畳相当) 密閉試験空間]」 ・「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌と消臭※ ウイルオフ 掛けやすいフック付き吊下げタイプ」 ・「特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。※」 ・「●用途：室内」 ・本件商品③のイラストと共に、「2カ所のクリップ部をはめこみ、玄関ドアの内側や居室のドアなどに吊下げます。設置場所によってはフックの角度を調整してください。」 <p>(別添写し19及び別添写し20)</p>	玄関ドアの内側、居室のドア等につり下げる	室内	
	令和3年4月15日から同年9月13日までの間	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品③の画像並びに「空間除菌」との記載と共に、室内の画像及び「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌・消臭※ ウイルオフ 部屋用吊下げタイプ」との記載と共に、室内に本件商品③がつり下げられている画像が表示された商品パッケージの画像 ・「適応目安～12畳」 ・「リビングや寝室、子ども部屋のカーテンレールやドアクローザーなどに吊下げて、効果的にウイルス除去・除菌※¹・消臭※²。」 ・「使用範囲 玄関・室内用 (～12畳)」 ・「おすすめの場所」並びに「玄関ドアに」、「リビングに」、「子ども部屋に」、「寝室に」及び「水周りに」との記載と共に、これらの場所のイラスト ・「高所から自然拡散させる 吊下げタイプ いろんな場所に設置してウイルスを除去※¹します。」及び「吊下げタイプの『ウイルオフ 吊下げ』。ウイルスや菌に効果的な二酸化塩素が空間に浮遊するウイルスや菌を除去※¹します。空気より重い特性を持つ二酸化塩素だからこそ、吊下げることで二酸化塩素 	玄関、リビング、子ども部屋、寝室、キッチン等の室内		

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
	令和3年9月21日から令和4年1月19日までの間		<p>を自然拡散できます。玄関からウイルスを侵入させないためにドアクローザーに吊下げたり、お部屋のカーテンレールに吊下げてお部屋の空間を除菌※₁することができます。」との記載と共に、玄関ドアにつり下げられた本件商品③及び多数の丸い物の画像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件商品③のイラストと共に、「2カ所のクリップ部をはめこみ、玄関ドアの内側や居室のドアなどに吊り下げます。設置場所によってはフックの角度を調整してください。」 (別添写し21) ・本件商品③の画像並びに「空間除菌*[25m³ (6畳相当) 密閉試験空間]」及び「二酸化塩素のパワーで ウィルス除去・除菌と消臭* ウィルオフ 掛けやすいフック付き吊下げタイプ」と表示された商品パッケージの画像 ・「掛けやすいフック付きのウィルス除去・除菌・消臭※₁。」 ・「使用範囲 室内用」 ・「高所から自然拡散させる 吊下げタイプ いろんな場所に設置してウイルスを除去※₁します。」及び「吊下げタイプの『ウイルオフ 吊下げ』。ウイルスや菌に効果的な二酸化塩素が空間に浮遊するウイルスや菌を除去※₁します。空気より重い特性を持つ二酸化塩素だからこそ、吊下げることで二酸化塩素を自然拡散できます。玄関からウイルスを侵入させないためにドアクローザーに吊下げたり、お部屋のカーテンレールに吊下げてお部屋の空間を除菌※₁することができます。」との記載と共に、カーテンレールにつり下げられた本件商品③の画像 ・「本製品の特長」、「●内容成分と空気中の炭酸ガスが反応して二酸化塩素が発生します。」及び「●発生した二酸化塩素は酸化力で浮遊する菌やウイルスを除去します。」 ・本件商品③のイラストと共に、「2カ所のクリップ部をはめこみ、玄関ドアの内側や居室のドアなどに吊下げます。設置場所によってはフックの角度を調整してください。」 		室内	

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
	令和2年10月13日から同月19日までの間、同年11月4日から同月10日までの間、同年12月10日から同月16日までの間及び令和3年1月9日から同月15日までの間	テレビコマーシャル	<p>(別添写し22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ベッドのある室内に3人の人物がいる映像並びに「ウイルオフ。吊下げタイプ」との文字の映像及び人物がカーテンレールにつり下げられた本件商品③を指差している映像と共に、「空間除菌ウイルオフ」との音声 「ウイルス除去率99%*」との文字の映像及び多数の丸い物が浮遊している空間で手を広げている3人の人物の映像と共に、「ウイルス除去率99パーセント」との音声 「ウイルオフ。豊富なラインナップ」との文字の映像及び本件商品③を含むウイルオフシリーズの各商品の商品パッケージの映像と共に、「空間除菌ウイルオフ」との音声 <p>(別添写し10)</p>	カーテンレール等につり下げる		空間に浮遊するウイルスが99パーセント除去又は菌が除菌される効果
	令和2年11月5日から令和3年10月18日までの間	動画広告	同上			
	令和元年12月10日から令和3年10月18日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「インフルエンザ」との文字の映像及びマスクをした人物の映像と共に、「毎年冬になると猛威を振るうインフルエンザ。シーズン中には、うがい、手洗い、マスク。予防にも気を遣っていることと思います」との音声、「もっとも多いのは5~9歳」と「なんと77%の罹患率」との文字の映像並びに「5~9歳」、「77%」等と記載のある棒グラフの映像と共に、「2017年から18年のインフルエンザの罹患者、最も多いのは5歳から9歳。なんと77パーセントの罹患率。学級閉鎖が多いのは罹患率の高さが原因です。」との音声、白衣を着た人物が、横たわっている人物を見ている映像と共に、「重篤化し、入院される方は罹患率の高い10歳未満のお子様が23パーセント」との音声、「60代以上は64%の罹患率」との文字の映像及び円グラフの映像と共に、「そして、60代以上のシ 	玄関ドアの内側等につり下げる	玄関等	空間に浮遊するウイルスや菌が除去又は除菌され、風邪やインフルエンザを予防する効果

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
			<p>ニアが64パーセントと非常に高くなっています。」との音声、「インフルエンザに感染すると重篤化するリスクが高まります」との文字の映像及び円グラフの映像と共に、「年齢や病気により、免疫力が低下し、インフルエンザに感染すると、重篤化するリスクが高まります。」との音声、蛇口の前で手を広げている人物の映像と共に、「うがい、手洗い、マスクの個人予防は予防の基本です。」との音声、「しかし、それだけでは十分ではありません」との文字の映像と共に、「しかし、それだけでは十分ではありません」との音声、「そこで！」との文字の映像と共に、「そこで」との音声、「家中、空間除菌という発想！」との文字の映像及び3人の人物の映像と共に、「家中、空間除菌という発想」との音声、「二酸化塩素に着目！」との文字及び白衣を着た人物の映像と共に、「大木製薬は空間中のウイルスを除菌したり、除菌力を有する二酸化塩素に着目」との音声、「ウイルス・菌に対して、」との文字の映像及び室内に「ウイルス・菌」と記載された灰色の物が浮遊しているイラストの映像と共に、「空間中のウイルス、菌に対して」との音声、「二酸化塩素ガスが酸化し、」との文字の映像、灰色の物の周囲に「O」と記載のある丸い物、「C1」と記載のある丸い物、「O-」と記載のある丸い物及び「二酸化塩素」との文字がある映像と共に、「二酸化塩素ガスは、ウイルス、菌に触れ酸化し」との音声、「菌を無力化！」との文字の映像、灰色の物の周囲に、「O」と記載のある丸い物、「C1」と記載のある丸い物及び「O-」と記載のある丸い物がある映像と共に、「それにより、感染力、増殖力を失い、無力化することを可能にしました」との音声、「しかも、ニオイも気にならない！」との文字の映像及び人物の映像と共に、「しかも臭いも気にならない安心設計」との音声、「オススメの場所は…」との文字の映像及び人物の映像と共に、「使っていただきたいお勧めの場所は」との音声、「家中丸ごと！」との文字の映像及び室内</p>			

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容	使用方法	場所	効果
			<p>の映像と共に、「家中丸ごと」との音声、「玄関 リビング 水回り 寝室 子供部屋」との文字の映像及び室内の映像と共に、「玄関、リビング、水回り、寝室、子ども部屋、そして」との音声並びに「身の回り！」との文字の映像及び室内の映像と共に、「身の回りです」との音声</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関の映像及び本件商品③から青い丸い物が複数発生し、周りの物が徐々に消えていく映像及び「小さなお子さんが触れるこのないように考えた設計です」との文字の映像と共に、「高所つり下げ式は、空気より重いという二酸化塩素の性質を利用し、効率的に拡散させる。小さいお子さんが触れるこのないように、安心安全を考えた設計です」との音声並びに本件商品③及び商品パッケージの映像と共に、「玄関の見張り番にも最適」との音声 ・2人の人物並びに「小さなお子様、年齢や病気により免疫力が低下している方を守る」との文字の映像と共に、「小さなお子様、年齢や病気により免疫力が低下している方を守る」との音声、「ウイルス対策をした環境づくり」との文字の映像及び2人の映像と共に、「風邪やインフルエンザをひかせない環境づくり」との音声、「ウイルス・菌に対して効果を発揮！」との文字の映像及び2人の人物の映像と共に、「ウイルス、菌へのみ効果を発揮する、安全性と除菌効果を両立する」との音声並びに「ウイルオフ®シリーズ」との文字の映像、本件商品③を含むウイルオフシリーズの各商品及び商品パッケージの映像と共に、「ウイルオフシリーズ。是非お試しください」との音声 (別添写し11) 			

別表2

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
本件商品①	令和2年9月1日から令和3年10月31日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> 「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」 「屋内専用です。屋外や移動中など空気の流れが激しい場所では効果が期待できません。」 「※1 m³のエリアの密閉空間におけるウイルス試験において、99%の除去効率が証明されています。」 「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 (別添写し1ないし別添写し4)
	令和2年11月1日から10月31日までの間		
	令和3年11月1日から同年12月16日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「※当社試験にて、1 m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施。」 「●当社試験にて1 m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施しております。」 「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」 「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 (別添写し5ないし別添写し7)
	令和3年4月15日から同年9月13日までの間	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> 「⑪屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 「●本品は屋内専用です。」 「●屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●ご利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」 「※当社試験」 「※3 : 1 m³エリアの密閉空間におけるウイルス試験において、99%の除去効率が証明されています。」 「ただし、ご利用環境によって有効性は異なります。全てのウイルス、菌に効果があるわけではありません。」 (別添写し8)

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
	令和3年9月2 1日から令和4 年1月19日ま での間		<ul style="list-style-type: none"> ・「●当社試験にて1m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施しております。」 ・「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 ・「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 ・「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に對して効果があるわけではありません。」 ・「※当社試験 空間除菌：『25m³（6畳相当）または 1m³の密閉試験空間』 ※当社試験にて、人のいない密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施」 ・「※2 1m³密閉試験空間 ※当社試験にて、1m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施。」 ・「ご利用環境によって有効性は異なります。全てのウイルス、菌に効果があるわけではありません。」 <p style="text-align: right;">(別添写し9)</p>
	令和2年10月 13日から同月 19日までの間、 同年11月 4日から同月1 0日までの間、 同年12月10 日から同月16 日までの間及び 令和3年1月9 日から同月15 日までの間	テレビコマー シャル	<ul style="list-style-type: none"> ・「*除菌について1m³または25m³エリアの密閉空間におけるウイルス試験において99%の除去効率が証明されています。ただし、ご利用環境によって有効性は異なります。また全てのウイルス・菌に効果があるわけではありません。」 <p style="text-align: right;">(別添写し10)</p>
	令和2年11月 5日から令和3 年10月18日 の間	動画広告	同上

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
	令和元年12月10日から令和3年10月18日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「※1 m³エリアの密閉空間におけるウイルス試験において、99%の除去効率が証明されています。全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」 (別添写し11)
本件商品②	令和2年9月1日から令和3年10月31日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> 「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」 「屋内専用です。屋外や移動中など空気の流れが激しい場所では効果が期待できません。」 「※[1] 1 m³のエリアの密閉空間におけるウイルス試験において、99%の除去効率が証明されています。」 「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 (別添写し12)
	令和3年11月1日から同年12月16日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「※当社試験にて、1 m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施。」 「●当社試験にて1 m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施しております。」 「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」 「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 (別添写し13)
	令和3年4月15日から同年9月13日までの間	自社ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> 「⑪屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 「●本品は屋内専用です。」 「●屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●ご利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」 「※当社試験」 「※3 : 1 m³エリアの密閉空間におけるウイルス試験において、99%の除去効率が証明されています。」

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
	令和3年9月21日から令和4年1月19日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「ただし、ご利用環境によって有効性は異なります。全てのウイルス、菌に効果があるわけではありません。」 <p style="text-align: right;">(別添写し14)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「●当社試験にて1m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施しております。」 「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に對して効果があるわけではありません。」 「※当社試験 空間除菌：『25m³（6畳相当）または1m³の密閉試験空間』 ※当社試験にて、人のいない密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施」 「※2 1m³密閉試験空間 ※当社試験にて、1m³の密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去試験を実施。」 「ご利用環境によって有効性は異なります。全てのウイルス、菌に効果があるわけではありません。」 <p style="text-align: right;">(別添写し15)</p>
	令和2年10月13日から同月19日までの間、同年11月4日から同月10日までの間、同年12月10日から同月16日までの間及び令和3年1月9日から同月15日までの間	テレビコマーシャル	<ul style="list-style-type: none"> 「*除菌について1m³または25m³エリアの密閉空間におけるウイルス試験において99%の除去効率が証明されています。ただし、ご利用環境によって有効性は異なります。また全てのウイルス・菌に効果があるわけではありません。」 <p style="text-align: right;">(別添写し10)</p>
	令和2年11月5日から令和3	動画広告	同上

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
	年10月18日までの間 令和元年12月10日から令和3年10月18日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「※1 m³エリアの密閉空間におけるウイルス試験において、99%の除去効率が証明されています。全てのウイルス、菌に対して効果があるわけではありません。」 (別添写し11)
本件商品③	令和2年9月1日から令和3年10月31日までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> 「※当社試験」及び「○閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」 「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」 (別添写し16及び別添写し17)
	令和2年11月1日から令和3年10月31日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「※当社試験」及び「○閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認。」 「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」 (別添写し18)
	令和3年11月1日から同年12月16日までの間		<ul style="list-style-type: none"> 「※当社試験にて、人のいない密閉空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去試験を実施。」 「●当社試験にて25 m³ (6畳相当) の密閉空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去試験を実施しております。」 「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に対して効果があるわけではありません。」 「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 (別添写し19及び別添写し20)

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
	令和3年4月1 5日から同年9 月13日までの間	自社ウェブサイ ト	<ul style="list-style-type: none"> 「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に 対して効果があるわけではありません。」 「※当社試験」 「※1：閉鎖空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去を確認」 「ただし、ご利用環境によって有効性は異なります。全てのウイルス、菌に効果があるわけ ではありません。」 <p style="text-align: right;">(別添写し21)</p>
	令和3年9月2 1日から令和4 年1月19日ま での間		<ul style="list-style-type: none"> 「●当社試験にて25m³(6畳相当)の密閉空間で二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・ 浮遊菌』の除去試験を実施しております。」 「⑩本品は屋内専用です。屋外では期待する効果を十分に発揮できません。」 「●屋内専用です。屋外や空気の流れが激しい場所では、効果が期待できません。」 「●利用環境により、成分の広がり、使用期間は異なります。また、全てのウイルス・菌に 対して効果があるわけではありません。」 「※当社試験」、「空間除菌：『25m³(6畳相当)または1m³の密閉試験空間』」及び 「※当社試験にて、人のいない密閉空間で二酸化塩素により特定の『ウイルス・菌』の除去 試験を実施」 「※1 25m³(6畳相当)密閉試験空間」及び「※当社試験にて、人のいない密閉空間で 二酸化塩素により特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』の除去試験を実施。」 「ご利用環境によって有効性は異なります。全てのウイルス、菌に効果があるわけでは ありません。」 <p style="text-align: right;">(別添写し22)</p>
	令和2年10月 13日から同月 19日までの間、 同年11月 4日から同月1 0日までの間、 同年12月10	テレビコマ ーシャル	<ul style="list-style-type: none"> 「*除菌について1m³または25m³エリアの密閉空間におけるウイルス試験において99% の除去効率が証明されています。ただし、ご利用環境によって有効性は異なります。また全 てのウイルス・菌に効果があるわけではありません。」 <p style="text-align: right;">(別添写し10)</p>

対象商品	表示期間	表示媒体	表示内容
	日から同月 16 日までの間令和 3年1月9日か ら同月 15日ま での間		
	令和2年11月 5日から令和3 年10月18日 までの間	動画広告	同上